

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	41
第 1 節	第 1 食品衛生法関係	41
第 2 節	第 2 食品製造業等取締条例関係	41
第 3 節	第 3 営業許可の有効期限	41
第 2 節	監視指導業務	41
第 1 節	第 1 監視指導	41
第 2 節	第 2 収去	62
第 3 節	第 3 G L P	63
第 3 節	食品衛生管理者	64
第 4 節	輸入食品対策	65
第 1 節	第 1 輸入食品対策実施結果	65
第 2 節	第 2 輸入農産物等の残留農薬検査結果	66
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の検査結果について	76
第 4 節	第 4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	77
第 5 節	食品中の放射性物質対策	79
第 1 節	第 1 都内流通食品の放射性物質検査	79
第 2 節	第 2 都内と畜牛肉の放射性物質検査	80
第 6 節	牛乳衛生	81
第 1 節	第 1 乳処理場の衛生	81
第 2 節	第 2 健康安全研究センターハサップ指導担当	81
第 3 節	第 3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	82
第 7 節	農畜水産食品衛生	83
第 1 節	第 1 と畜場及び食肉衛生検査所	83
第 2 節	第 2 市場衛生検査所	83
第 3 節	第 3 ふぐ	83
第 4 節	第 4 食鳥検査	88
第 8 節	食品汚染対策	89
第 1 節	第 1 魚介類等の水銀汚染調査結果	89
第 2 節	第 2 食品等の P C B 汚染調査結果	93
第 3 節	第 3 魚介類のビストリブチルスズオキシド (T B T O) 等汚染調査結果	97
第 4 節	第 4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	100
第 5 節	第 5 流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	110
第 6 節	第 6 汚染米調査	115
第 9 節	食品表示法 (品質事項・保健事項) 及び健康増進法に基づく食品表示対策	116
第 1 節	第 1 食品表示法 (品質事項) 等に基づく表示の適正化	116
第 2 節	第 2 D N A 鑑定等による食品の科学的検証	117
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の表示検証	118

第 4 健康増進法に基づく表示の適正化	120
第 10 節 食品衛生自主管理認証制度	121
第 1 制度の概要	121
第 2 平成 30 年度の主な取組	121
第 11 節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度	122
第 1 制度の概要	122
第 2 平成 30 年度の自主回収情報の公表	122
第 12 節 東京都における「食の安全」普及啓発事業	123
第 1 食の安全に関する相談	123
第 2 衛生展、街頭相談等の開催	123
第 3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	124
第 4 食品衛生講習会	125
第 5 食の安全都民フォーラム	126
第 6 その他の都民向けセミナー	126
第 7 インターネットによる情報提供	127
第 13 節 その他の事業	128
第 1 シアン化合物含有豆類の処理状況	128
第 2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	129

第2章 食品衛生関係事業

第1節 許可事務（平成30年度）

第1 食品衛生法関係

1 許可を要するもの

食品衛生法（以下「法」という。）第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則（以下「委任規則」という。）により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっている。

2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

第2 食品製造業等取締条例関係

1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、弁当等人力販売業が、本条例第5条の3により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の

特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により特別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内では、知事に許可の権限がある。

2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類（生きているものを除く。）及びその加工品、豆腐及びその加工品又はゆでめん類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の5で卵選別包装業者、第5条の6で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内では知事に権限がある。

第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

第2節 監視指導業務

第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成30年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その1)

		総計	(規第(1)定五食す十品る二衛管業に法)	飲食店営業							
				小計	ホ旅テ館ル・	キバヤバル・	一般飲食店	民生食堂	すし屋	そば屋	仕出し屋
29年度	全都	502,274	298,163	192,469	1,878	9,860	139,068	26	4,492	4,861	1,619
	都	98,618	47,745	27,003	628	666	18,376	-	661	710	328
	区	375,890	236,821	157,610	1,181	8,832	115,566	26	3,659	3,976	1,212
	市	27,766	13,597	7,856	69	362	5,126	-	172	175	79
30年度	全都	501,964	298,025	192,934	1,928	9,915	139,188	23	4,448	4,706	1,641
	都	98,465	47,424	27,075	622	675	18,388	-	646	682	316
	区	376,088	237,184	158,041	1,235	8,855	115,718	23	3,634	3,856	1,247
	市	27,411	13,417	7,818	71	385	5,082	-	168	168	78
区	千代田区	18,096	13,615	8,866	79	148	6,846	-	180	298	14
	中央区	23,091	16,150	11,408	132	1,968	7,498	1	466	243	34
	港区	30,479	22,669	15,947	89	915	12,523	2	393	275	55
	新宿区	27,144	19,031	14,533	146	1,604	11,353	-	227	194	59
	文京区	8,731	5,529	3,594	35	65	2,803	2	82	125	36
	台東区	16,405	11,089	8,100	230	436	5,614	5	185	212	37
	墨田区	13,201	6,984	4,729	46	438	3,115	6	99	144	50
	江東区	16,269	10,122	5,803	25	41	4,256	1	114	137	68
	品川区	16,899	9,322	5,958	57	317	4,032	2	159	176	56
	目黒区	8,844	5,956	4,078	11	102	3,047	-	103	91	49
	大田区	22,637	12,949	7,729	55	231	5,363	-	170	189	82
	世田谷区	25,279	13,362	8,384	5	38	6,429	-	172	220	113
	渋谷区	19,121	14,237	10,081	91	765	7,887	-	169	160	33
	中野区	9,865	5,643	3,817	3	187	2,956	1	129	100	28
	杉並区	14,817	8,520	5,745	13	92	4,465	-	118	141	58
	豊島区	14,753	9,914	6,920	100	546	5,097	1	147	165	45
	北区	11,507	6,204	4,051	16	202	2,995	-	80	98	48
	荒川区	7,311	3,632	2,299	17	30	1,640	1	62	86	36
	板橋区	13,123	7,955	4,766	4	75	3,438	1	101	143	70
練馬区	13,223	7,860	4,683	4	163	3,204	-	110	158	91	
足立区	16,469	9,915	6,089	32	43	4,114	-	132	198	81	
葛飾区	13,204	7,155	4,572	11	163	3,009	-	95	169	50	
江戸川区	15,620	9,371	5,889	34	286	4,034	-	141	134	54	
市	八王子市	15,537	8,368	4,912	47	225	3,272	-	106	97	47
	町田市	11,874	5,049	2,906	24	160	1,810	-	62	71	31
都	西多摩	12,817	6,777	4,025	94	133	2,562	-	96	104	43
	南多摩	8,247	4,560	2,431	11	28	1,609	-	51	60	37
	多摩立川	21,651	10,438	6,154	54	205	4,356	-	128	149	68
	多摩府中	30,434	14,505	8,563	27	212	6,087	-	220	235	89
	多摩小平	19,013	8,230	4,676	18	83	3,219	-	132	117	71
	大島	1,919	951	569	237	2	218	-	9	7	1
	三宅	476	196	113	46	-	45	-	-	1	1
	八丈	989	479	281	71	12	160	-	2	4	4
	小笠原	341	204	132	64	-	39	-	3	-	2
市場	2,578	1,084	131	-	-	93	-	5	5	-	

(平成31年3月末現在)

	飲食店営業										
	弁 当 屋	そ う 菜 店	スエコ トン ア ン ビ 等スニ	移 動	臨 時	集許 団可 給あ 食る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぷ ら 船	屋 形 船	
29 年度	全都	6,765	8,074	142	124	3,265	6,757	2,772	2,551	29	186
	都	1,339	1,246	21	17	615	1,572	565	259	-	-
	区	5,087	6,448	109	102	2,281	4,720	1,992	2,204	29	186
	市	339	380	12	5	369	465	215	88	-	-
30 年度	全都	6,688	8,000	138	116	3,358	6,861	3,002	2,712	27	183
	都	1,348	1,233	24	14	628	1,599	606	294	-	-
	区	5,015	6,388	106	98	2,367	4,787	2,179	2,323	27	183
	市	325	379	8	4	363	475	217	95	-	-
区	千代田区	199	390	-	1	44	282	51	334	-	-
	中央区	214	222	5	-	39	209	79	280	4	14
	港区	181	545	15	1	50	311	170	395	3	24
	新宿区	100	161	1	5	123	193	145	222	-	-
	文京区	139	70	8	4	4	142	12	67	-	-
	台東区	198	205	12	7	702	89	80	63	2	23
	墨田区	175	182	-	2	272	105	48	37	-	10
	江東区	262	204	5	8	37	288	203	109	4	41
	品川区	173	452	-	4	3	221	119	155	7	25
	目黒区	112	224	-	2	139	124	54	20	-	-
	大田区	419	341	17	5	318	327	114	88	2	8
	世田谷区	342	364	28	2	81	398	146	46	-	-
	渋谷区	198	193	1	16	56	167	174	171	-	-
	中野区	122	94	-	1	-	120	37	39	-	-
	杉並区	225	249	1	3	63	233	47	37	-	-
	豊島区	231	251	3	3	12	155	103	61	-	-
	北区	184	194	-	4	11	161	28	30	-	-
	荒川区	119	214	-	3	-	62	15	13	-	1
	板橋区	268	250	9	4	59	235	68	41	-	-
練馬区	265	241	1	6	61	272	77	30	-	-	
足立区	340	631	-	8	5	256	202	42	-	5	
葛飾区	243	475	-	2	103	169	69	14	-	-	
江戸川区	306	236	-	7	185	268	138	29	5	32	
市	八王子市	161	135	8	3	349	285	115	62	-	-
	町田市	164	244	-	1	14	190	102	33	-	-
都	西多摩	137	168	1	1	367	174	113	32	-	-
	南多摩	168	129	3	1	31	223	36	44	-	-
	多摩立川	311	258	4	3	57	323	180	58	-	-
	多摩府中	384	378	4	6	108	533	171	109	-	-
	多摩小平	290	243	8	1	50	304	96	44	-	-
	大島	31	33	-	2	11	13	5	-	-	-
	三宅	2	9	-	-	4	5	-	-	-	-
	八丈	13	7	-	-	-	7	1	-	-	-
	小笠原	8	5	-	-	-	7	4	-	-	-
	市場	4	3	4	-	-	10	-	7	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その2)

		喫茶店営業				菓子製造業						
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生菓子	菓子以外の製造業	移動	臨時	自動車
29年度	全都	20,274	2,676	17,458	140	21,017	4,707	5,167	10,059	11	588	485
	都	3,363	442	2,881	40	4,157	944	972	1,973	2	144	122
	区	15,994	2,134	13,770	90	15,595	3,451	3,960	7,530	9	358	287
	市	917	100	807	10	1,265	312	235	556	-	86	76
30年度	全都	19,422	2,834	16,439	149	21,511	4,802	5,123	10,439	9	602	536
	都	3,194	460	2,691	43	4,268	966	954	2,067	1	145	135
	区	15,361	2,264	13,001	96	15,979	3,532	3,936	7,813	8	371	319
	市	867	110	747	10	1,264	304	233	559	-	86	82
区	千代田区	1,788	158	1,628	2	599	258	131	194	1	6	9
	中央区	1,386	315	1,067	4	796	233	311	229	-	9	14
	港区	2,223	173	2,041	9	1,132	292	245	568	-	2	25
	新宿区	913	121	787	5	860	131	216	442	-	52	19
	文京区	351	49	300	2	441	92	125	219	-	2	3
	台東区	529	137	385	7	814	90	203	366	1	143	11
	墨田区	304	63	239	2	486	71	121	281	-	11	2
	江東区	977	76	894	7	743	142	157	392	-	6	46
	品川区	837	51	785	1	540	145	92	297	-	-	6
	目黒区	307	96	204	7	486	164	127	179	-	7	9
	大田区	816	81	732	3	924	200	266	367	-	73	18
	世田谷区	578	142	428	8	1,440	275	335	801	1	10	18
	渋谷区	1,074	268	795	11	990	180	234	545	-	12	19
	中野区	240	42	195	3	382	96	90	191	-	2	3
	杉並区	295	75	219	1	720	166	141	405	-	1	7
	豊島区	464	118	338	8	625	157	174	275	1	2	16
	北区	296	38	254	4	433	93	109	222	1	1	7
	荒川区	154	21	133	-	260	61	61	138	-	-	-
板橋区	445	43	402	-	620	139	157	312	1	2	9	
練馬区	336	64	271	1	731	150	169	380	-	16	16	
足立区	431	44	383	4	748	143	187	385	2	1	30	
葛飾区	285	41	241	3	536	113	132	264	-	9	18	
江戸川区	332	48	280	4	673	141	153	361	-	4	14	
市	八王子市	576	70	503	3	788	185	150	319	-	85	49
	町田市	291	40	244	7	476	119	83	240	-	1	33
都	西多摩	443	53	383	7	606	89	151	271	-	64	31
	南多摩	388	53	330	5	455	112	94	222	-	18	9
	多摩立川	739	100	631	8	906	247	182	428	-	8	41
	多摩府中	1,031	172	844	15	1,338	292	284	698	1	33	30
	多摩小平	494	64	427	3	788	193	203	354	-	17	21
	大島	14	11	1	2	91	20	26	41	-	3	1
	三宅	2	2	-	-	20	2	1	15	-	2	-
	八丈	5	3	-	2	40	7	8	23	-	-	2
	小笠原	3	2	-	1	22	3	4	15	-	-	-
市場	75	-	75	-	2	1	1	-	-	-	-	

(平成31年3月末現在)

		あん類製造業	アイスクリーム	乳処 理業	さ 特 く 取 扱 牛 乳	乳製品製造業	集 乳 業	乳類販売業				
								小計	専業	売 シ ョ ー ケ ー リ ス	自 動 販 売 機	自 動 車
29年度	全都	49	2,174	8	-	162	-	26,209	877	18,058	7,162	112
	都	8	406	6	-	39	-	5,040	215	3,484	1,322	19
	区	38	1,654	1	-	116	-	19,612	593	13,516	5,422	81
	市	3	114	1	-	7	-	1,557	69	1,058	418	12
30年度	全都	49	2,298	8	-	174	-	25,897	859	18,114	6,800	124
	都	9	420	6	-	41	-	4,985	204	3,512	1,244	25
	区	37	1,764	1	-	125	-	19,421	587	13,569	5,179	86
	市	3	114	1	-	8	-	1,491	68	1,033	377	13
区	千代田区	1	124	-	-	3	-	1,239	6	714	519	-
	中央区	1	135	-	-	17	-	879	6	561	311	1
	港区	1	135	-	-	12	-	1,487	8	855	622	2
	新宿区	1	102	-	-	12	-	1,128	23	785	314	6
	文京区	2	57	-	-	2	-	511	11	366	134	-
	台東区	2	118	-	-	1	-	588	10	444	133	1
	墨田区	1	61	-	-	3	-	529	22	396	111	-
	江東区	3	102	-	-	5	-	1,075	24	644	407	-
	品川区	1	43	-	-	3	-	852	28	558	262	4
	目黒区	-	38	-	-	3	-	460	17	340	103	-
	大田区	4	81	-	-	12	-	1,438	55	948	430	5
	世田谷区	1	92	-	-	13	-	1,202	62	934	199	7
	渋谷区	1	184	-	-	7	-	873	7	572	293	1
	中野区	1	36	-	-	-	-	468	25	363	80	-
	杉並区	1	55	-	-	2	-	694	22	568	103	1
	豊島区	2	91	-	-	4	-	780	18	537	224	1
	北区	1	38	-	-	10	-	590	23	418	147	2
	荒川区	2	16	-	-	1	-	346	16	264	66	-
	板橋区	3	47	-	-	3	-	862	38	649	171	4
	練馬区	1	47	-	-	1	-	829	29	662	126	12
足立区	3	57	-	-	3	-	990	63	731	176	20	
葛飾区	3	45	1	-	4	-	681	33	506	128	14	
江戸川区	1	60	-	-	4	-	920	41	754	120	5	
市	八王子市	3	70	-	-	6	-	877	30	594	243	10
	町田市	-	44	1	-	2	-	614	38	439	134	3
都	西多摩	2	49	1	-	10	-	669	36	461	165	7
	南多摩	1	54	-	-	1	-	569	20	391	156	2
	多摩立川	2	92	2	-	12	-	1,078	51	726	299	2
	多摩府中	2	153	1	-	9	-	1,510	44	1,079	385	2
	多摩小平	1	52	-	-	4	-	983	44	698	230	11
	大島	1	7	1	-	1	-	72	2	69	-	1
	三宅	-	-	-	-	-	-	17	1	16	-	-
	八丈	-	7	1	-	2	-	31	-	31	-	-
	小笠原	-	5	-	-	-	-	9	-	9	-	-
市場	-	1	-	-	2	-	47	6	32	9	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その3）

	食肉処理業	食肉販売業					製食肉造製業品	魚介類販売業				せ魚り介売業類	
		小計	一般	包装	自動販売機	自動車		小計	一般	包装	自動車		
29年度	全都	816	14,791	3,662	11,059	-	70	217	15,376	4,800	10,403	173	25
	都	131	2,771	736	2,022	-	13	51	3,703	1,805	1,858	40	24
	区	661	11,212	2,725	8,439	-	48	151	10,874	2,765	7,985	124	-
	市	24	808	201	598	-	9	15	799	230	560	9	1
30年度	全都	799	14,909	3,625	11,207	-	77	220	15,117	4,425	10,517	175	35
	都	129	2,785	716	2,051	-	18	51	3,378	1,439	1,897	42	34
	区	644	11,327	2,710	8,568	-	49	154	10,956	2,761	8,072	123	-
	市	26	797	199	588	-	10	15	783	225	548	10	1
区	千代田区	7	427	22	405	-	-	5	423	40	383	-	-
	中央区	12	548	142	402	-	4	13	640	264	372	4	-
	港区	21	702	127	573	-	2	7	643	90	553	-	-
	新宿区	36	653	134	515	-	4	3	625	128	492	5	-
	文京区	15	237	47	190	-	-	3	235	49	183	3	-
	台東区	28	398	115	283	-	-	9	372	107	261	4	-
	墨田区	19	373	98	273	-	2	3	362	93	262	7	-
	江東区	53	579	152	425	-	2	10	577	161	411	5	-
	品川区	44	470	92	369	-	9	7	446	87	349	10	-
	目黒区	11	257	67	190	-	-	7	237	51	186	-	-
	大田区	47	810	194	616	-	-	10	811	227	575	9	-
	世田谷区	20	742	194	544	-	4	15	723	195	519	9	-
	渋谷区	12	468	92	375	-	1	1	436	82	354	-	-
	中野区	19	306	115	190	-	1	6	297	106	188	3	-
	杉並区	12	452	113	337	-	2	6	436	114	318	4	-
	豊島区	25	461	94	366	-	1	14	427	94	332	1	-
	北区	24	340	101	237	-	2	1	315	85	224	6	-
	荒川区	32	227	75	152	-	-	4	206	71	133	2	-
板橋区	38	528	131	394	-	3	10	504	119	376	9	-	
練馬区	34	555	136	411	-	8	6	523	137	378	8	-	
足立区	72	689	186	501	-	2	9	648	166	459	23	-	
葛飾区	22	456	132	324	-	-	-	425	126	298	1	-	
江戸川区	41	649	151	496	-	2	5	645	169	466	10	-	
市	八王子市	15	474	119	347	-	8	8	474	144	321	9	1
	町田市	11	323	80	241	-	2	7	309	81	227	1	-
都	西多摩	13	384	102	275	-	7	11	367	108	248	11	-
	南多摩	3	295	78	215	-	2	6	286	77	205	4	-
	多摩立川	42	612	144	466	-	2	12	583	150	427	6	-
	多摩府中	20	842	198	642	-	2	13	821	204	606	11	-
	多摩小平	14	545	136	404	-	5	8	529	145	374	10	1
	大島	1	40	30	10	-	-	1	49	42	7	-	6
	三宅	-	14	12	2	-	-	-	16	14	2	-	-
	八丈	1	20	6	14	-	-	-	29	19	10	-	2
小笠原	-	9	2	7	-	-	-	9	5	4	-	2	
市場	35	24	8	16	-	-	-	689	675	14	-	23	

(平成31年3月末現在)

		製魚 品肉 製ね 造業	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射放 射業	製清 涼造 飲料 業水	製乳 酸 造菌 飲料 業料	氷雪製造業				氷 雪 販 売 業
			小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動 造角 機氷	自 動 販 売 機	
29 年度	全都	149	438	270	168	-	91	7	132	29	17	86	164
	都	31	129	86	43	-	32	4	29	16	13	-	29
	区	108	287	172	115	-	50	3	103	13	4	86	128
	市	10	22	12	10	-	9	-	-	-	-	-	7
30 年度	全都	146	475	308	167	-	87	7	133	29	18	86	162
	都	32	142	105	37	-	31	4	30	16	14	-	24
	区	105	310	190	120	-	47	3	103	13	4	86	131
	市	9	23	13	10	-	9	-	-	-	-	-	7
区	千代田区	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4
	中央区	11	22	5	17	-	4	-	2	1	-	1	7
	港区	-	18	9	9	-	3	-	86	1	-	85	8
	新宿区	4	1	1	-	-	2	-	2	1	1	-	1
	文京区	1	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	台東区	1	2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	11
	墨田区	6	2	1	1	-	1	-	1	1	-	-	3
	江東区	4	24	18	6	-	4	-	2	2	-	-	13
	品川区	6	5	4	1	-	3	-	-	-	-	-	10
	目黒区	2	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	大田区	3	107	35	72	-	3	-	4	4	-	-	11
	世田谷区	10	8	8	-	-	1	1	2	-	2	-	8
	渋谷区	7	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	中野区	1	5	5	-	-	2	1	-	-	-	-	1
	杉並区	3	2	1	1	-	2	-	1	-	1	-	1
	豊島区	6	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	北区	4	7	7	-	-	3	-	-	-	-	-	8
	荒川区	3	15	12	3	-	-	-	1	1	-	-	4
	板橋区	3	21	19	2	-	1	-	-	-	-	-	6
練馬区	4	18	17	1	-	2	-	-	-	-	-	1	
足立区	6	4	2	2	-	1	-	1	1	-	-	6	
葛飾区	10	9	8	1	-	6	1	-	-	-	-	7	
江戸川区	7	19	15	4	-	5	-	1	1	-	-	3	
市	八王子市	8	22	13	9	-	6	-	-	-	-	-	5
	町田市	1	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	2
都	西多摩	-	23	19	4	-	6	-	-	-	-	-	4
	南多摩	1	6	5	1	-	3	-	-	-	-	-	1
	多摩立川	4	28	24	4	-	4	3	-	-	-	-	2
	多摩府中	5	22	14	8	-	4	1	-	-	-	-	7
	多摩小平	2	13	9	4	-	4	-	-	-	-	-	3
	大島	13	11	6	5	-	2	-	14	4	10	-	2
	三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	2
	八丈	1	6	3	3	-	5	-	5	1	4	-	1
	小笠原	2	3	2	1	-	2	-	2	2	-	-	-
市場	4	29	23	6	-	-	-	8	8	-	-	2	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その4）

	食用油脂製造業			製シマ ヨー ーガ 造トリ ニン ン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業	
	小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
29 年 度	全都	54	25	29	3	42	8	73	87	526	10	657
	都 区	17	4	13	-	21	5	23	31	128	4	157
	市	32	19	13	3	19	2	46	53	366	5	454
		5	2	3	-	2	1	4	3	32	1	46
30 年 度	全都	55	25	30	3	42	8	77	91	494	9	644
	都 区	18	4	14	-	20	5	22	35	119	4	154
	市	32	19	13	3	20	2	51	53	344	4	448
		5	2	3	-	2	1	4	3	31	1	42
区	千代田区	2	-	2	-	2	-	1	2	6	1	17
	中央区	-	-	-	-	1	-	1	1	10	-	31
	港区	-	-	-	-	-	-	5	3	12	-	11
	新宿区	3	2	1	1	-	-	1	3	12	-	15
	文京区	-	-	-	-	1	-	-	1	9	-	13
	台東区	1	-	1	-	2	-	1	4	15	-	23
	墨田区	12	12	-	-	-	-	5	3	8	1	20
	江東区	1	-	1	-	1	-	3	7	20	-	23
	品川区	-	-	-	-	1	-	1	4	14	-	28
	目黒区	-	-	-	-	-	-	-	1	8	-	7
	大田区	1	-	1	-	-	-	6	1	16	-	33
	世田谷区	1	-	1	-	2	1	4	4	26	1	25
	渋谷区	-	-	-	-	-	-	3	3	5	-	18
	中野区	1	-	1	-	2	-	-	2	15	-	6
	杉並区	-	-	-	-	1	1	3	6	15	-	18
	豊島区	-	-	-	-	-	-	1	2	18	-	19
	北区	1	-	1	-	-	-	2	1	22	1	17
	荒川区	3	3	-	-	-	-	2	-	10	-	13
	板橋区	2	1	1	-	1	-	1	3	15	-	25
	練馬区	1	-	1	-	3	-	2	1	21	-	21
足立区	-	-	-	-	-	-	5	1	27	-	29	
葛飾区	2	1	1	1	2	-	3	-	23	-	20	
江戸川区	1	-	1	1	1	-	1	-	17	-	16	
市	八王子市	4	2	2	-	-	-	4	3	15	1	34
	町田市	1	-	1	-	2	1	-	-	16	-	8
都	西多摩	6	2	4	-	9	1	5	10	19	1	28
	南多摩	1	-	1	-	2	-	2	1	11	-	9
	多摩立川	3	1	2	-	2	-	1	2	23	-	50
	多摩府中	2	1	1	-	2	-	10	8	28	1	33
	多摩小平	-	-	-	-	2	-	3	2	35	1	29
	大島	6	-	6	-	-	1	-	5	2	1	2
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	八丈	-	-	-	-	3	3	1	5	1	-	2
	小笠原 市場	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-

(平成31年3月末現在)

		製そ う 造 ざ 業い	食 品 製 造 業 詰 又 詰 は	添 加 物 製 造 業	る 締(2) 営 業 例 に 規 定 業 に 取 す	行商						
						販 当 等 人 力	小 計	菓 子	そ 豆 腐 及 び	ゆ で めん 類	ク ア リ ー ム 類	そ 魚 介 類 及 び
29 年 度	全 都	1,948	55	132	40,700	378	161	114	24	0	8	15
	都	359	18	26	8,154	53	23	18	2	0	2	1
	区	1,509	34	101	30,317	318	131	93	19	0	6	13
	市	80	3	5	2,229	7	7	3	3	0	-	1
30 年 度	全 都	2,032	56	131	41,555	432	151	105	21	-	10	15
	都	367	17	25	8,376	59	21	17	1	-	2	1
	区	1,584	35	99	30,965	366	115	77	18	-	7	13
	市	81	4	7	2,214	7	15	11	2	-	1	1
区	千代田区	90	-	4	1,923	-	-	-	-	-	-	-
	中央区	210	3	12	1,760	65	2	2	-	-	-	-
	港区	208	2	3	2,383	106	2	2	-	-	-	-
	新宿区	120	-	-	1,681	-	-	-	-	-	-	-
	文京区	43	-	2	805	5	3	-	1	-	1	1
	台東区	60	2	6	1,051	12	12	12	-	-	-	-
	墨田区	42	-	10	909	2	7	5	1	-	1	-
	江東区	82	4	7	1,662	19	4	1	2	-	-	1
	品川区	46	-	3	1,228	39	-	-	-	-	-	-
	目黒区	45	-	4	719	1	2	1	1	-	-	-
	大田区	72	3	7	2,032	7	6	5	-	-	1	-
	世田谷区	52	3	3	2,130	3	11	7	4	-	-	-
	渋谷区	59	2	3	1,344	57	2	-	-	-	2	-
	中野区	31	2	2	728	14	1	1	-	-	-	-
	杉並区	47	1	1	1,218	9	8	3	3	-	-	2
	豊島区	39	-	2	1,146	17	37	31	-	-	-	6
	北区	32	1	6	820	2	-	-	-	-	-	-
	荒川区	33	1	-	528	1	-	-	-	-	-	-
	板橋区	41	3	7	1,369	2	5	-	4	-	1	-
練馬区	37	1	2	1,359	-	2	2	-	-	-	-	
足立区	90	2	4	1,627	2	8	5	1	-	-	2	
葛飾区	36	2	3	1,076	2	3	-	1	-	1	1	
江戸川区	69	3	8	1,467	1	-	-	-	-	-	-	
市	八王子市	51	4	7	1,369	7	3	1	-	-	1	1
	町田市	30	-	-	845	-	12	10	2	-	-	-
都	西多摩	65	4	16	1,214	5	6	5	-	-	-	1
	南多摩	33	1	-	878	5	2	1	1	-	-	-
	多摩立川	77	3	2	1,533	34	6	6	-	-	-	-
	多摩府中	73	3	3	2,399	10	1	1	-	-	-	-
	多摩小平	36	4	1	1,511	1	5	4	-	-	1	-
	大島	36	-	3	169	3	1	-	-	-	1	-
	三宅	6	1	-	43	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	27	-	-	106	-	-	-	-	-	-	-
	小笠原	2	1	-	37	1	-	-	-	-	-	-
市場	12	-	-	486	-	-	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

行商(弁当等人力販売業を除く)については、平成30年12月末現在の施設数。

行商の小計については、行商(届出)の合算値(行商(許可)を含まない。)

行商(許可):弁当等人力販売業

行商(届出):菓子、豆腐及びその加工品、ゆでめん類、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品

表 2-2-1 食品衛生関係施設数（その5）

		つけ物製造業	等製菓製造業	製粉末造食品	等そう菜半製品	製調味造料業等	魚介類加工業	食料品等販売業						液卵製造業	卵選別包装業
								小計	一般	包装	（包一時販売）装	自動販売機	自動車		
29年度	全都	465	116	200	211	582	378	29,416	19,376	6,747	700	2,118	475	10	142
	都	143	54	71	44	130	113	5,553	3,536	1,601	80	254	82	3	79
	区	287	57	113	153	412	259	22,324	14,900	4,706	605	1,740	373	7	57
	市	35	5	16	14	40	6	1,539	940	440	15	124	20	-	6
30年度	全都	460	117	202	205	614	376	29,788	19,251	6,883	932	2,257	465	10	143
	都	143	54	74	45	130	115	5,704	3,549	1,687	105	273	90	3	81
	区	284	59	110	146	444	255	22,574	14,796	4,757	804	1,863	354	7	56
	市	33	4	18	14	40	6	1,510	906	439	23	121	21	-	6
区	千代田区	2	-	1	1	9	3	1,784	1,134	266	128	248	8	1	7
	中央区	9	3	6	7	22	88	1,392	956	202	89	124	21	-	2
	港区	11	1	1	4	34	8	1,968	1,165	315	163	305	20	-	2
	新宿区	15	1	-	7	20	5	1,427	957	201	81	160	28	2	3
	文京区	4	1	2	3	15	7	593	379	145	12	52	5	-	-
	台東区	14	3	3	8	23	8	805	225	515	14	32	19	-	4
	墨田区	16	2	7	7	22	11	659	473	145	13	20	8	-	-
	江東区	15	4	3	8	24	26	1,178	781	156	52	158	31	-	3
	品川区	9	4	2	11	17	5	894	594	139	44	97	20	-	3
	目黒区	2	-	6	3	17	1	525	329	131	24	30	11	1	-
	大田区	15	5	4	12	13	7	1,543	1,060	246	27	188	22	-	-
	世田谷区	22	3	3	10	53	3	1,358	1,041	221	11	70	15	1	6
	渋谷区	3	1	4	2	26	2	1,088	761	90	75	151	11	-	1
	中野区	3	1	3	7	8	2	483	341	105	11	22	4	-	1
	杉並区	3	4	4	6	5	3	772	594	128	9	34	7	-	1
	豊島区	10	2	2	11	15	10	844	601	180	5	56	2	-	3
	北区	4	2	9	2	22	8	557	405	117	8	19	8	-	1
	荒川区	20	2	2	6	8	2	324	211	100	1	10	2	-	-
	板橋区	14	3	9	3	15	4	838	529	276	5	21	7	-	3
練馬区	26	2	5	5	10	7	818	582	198	8	9	21	-	9	
足立区	35	3	15	8	28	11	1,093	638	376	6	27	46	2	3	
葛飾区	17	9	9	8	19	7	691	345	299	11	13	23	-	2	
江戸川区	15	3	10	7	19	27	940	695	206	7	17	15	-	2	
市	八王子市	25	4	14	10	32	3	928	523	280	16	96	13	-	3
	町田市	8	-	4	4	8	3	582	383	159	7	25	8	-	3
都	西多摩	52	12	24	19	19	9	772	507	198	3	35	29	1	33
	南多摩	15	5	3	6	12	2	604	362	167	21	48	6	-	6
	多摩立川	24	3	9	5	15	7	1,110	693	311	32	62	12	1	5
	多摩府中	21	13	12	9	47	11	1,660	1,082	446	27	92	13	1	9
	多摩小平	18	10	8	5	16	10	949	564	310	21	26	28	-	2
	大島	4	3	2	-	8	18	93	62	27	1	1	2	-	13
	三宅	-	1	4	-	3	5	20	17	3	-	-	-	-	4
	八丈	5	1	12	-	7	10	48	35	13	-	-	-	-	4
	小笠原	3	6	-	1	3	4	14	9	5	-	-	-	-	-
市場	1	-	-	-	-	39	434	218	207	-	9	-	-	5	

(平成31年3月末現在)

		集団給食					ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
		小計	幼学 稚校 園・	診病 療院 所・	事工 業場 所・	そ の 他	取 扱 所 ぐ	施製 品 ぐ 取 加 設 扱 工
29 年度	全都	8,641	1,818	397	287	6,139	3,700	6,983
	都	1,888	310	102	54	1,422	376	1,053
	区	6,199	1,379	256	224	4,340	3,254	5,718
	市	554	129	39	9	377	70	212
30 年度	全都	9,057	1,807	395	278	6,577	3,601	7,081
	都	1,947	312	99	48	1,488	352	1,018
	区	6,549	1,369	258	222	4,700	3,178	5,852
	市	561	126	38	8	389	71	211
区	千代田区	115	13	10	27	65	195	451
	中央区	164	21	3	30	110	713	757
	港区	246	35	16	51	144	503	724
	新宿区	201	54	9	8	130	325	468
	文京区	172	42	8	1	121	81	152
	台東区	159	30	2	8	119	187	286
	墨田区	176	39	8	3	126	68	188
	江東区	378	84	8	13	273	95	269
	品川区	244	56	8	17	163	78	174
	目黒区	161	34	6	4	117	55	123
	大田区	420	92	13	7	308	83	196
	世田谷区	657	96	19	3	539	113	244
	渋谷区	158	29	8	8	113	150	333
	中野区	205	41	4	1	159	49	84
	杉並区	403	72	4	5	322	57	162
	豊島区	195	35	7	7	146	73	262
	北区	213	55	9	2	147	38	96
	荒川区	163	37	8	4	114	39	78
	板橋区	473	86	33	5	349	46	133
	練馬区	475	105	14	3	353	48	136
足立区	419	113	31	11	264	69	186	
葛飾区	309	82	13	-	214	47	189	
江戸川区	443	118	17	4	304	66	161	
市	八王子市	340	88	26	2	224	49	126
	町田市	221	38	12	6	165	22	85
都	西多摩	262	29	21	3	209	24	101
	南多摩	218	35	13	5	165	20	56
	多摩立川	314	47	13	18	236	54	197
	多摩府中	605	92	24	10	479	84	253
	多摩小平	487	96	26	3	362	36	119
	大島	24	8	-	-	16	2	7
	三宅	6	4	-	1	1	-	2
	八丈	19	1	1	1	16	1	2
	小笠原	5	-	1	-	4	-	1
	市場	7	-	-	7	-	131	280

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その6）

	に行(4) （規細食 総定則品 す第衛 計る十生 ）営六法 業条施	許可を要しない食品製造業					
		小 計	・製 精 粉 ・ 麦 精 業 米	製つ 造け 業物	その他の 食品製造業		
					一 般 食 品	乳 肉 食 品	
29 年 度	全都	152,728	5,851	3,173	1,204	1,378	96
	都	41,290	1,120	446	434	232	8
	区	99,780	4,476	2,568	730	1,090	88
	市	11,658	255	159	40	56	0
30 年 度	全都	151,702	5,677	3,042	1,185	1,354	96
	都	41,295	1,125	446	438	233	8
	区	98,909	4,297	2,437	707	1,065	88
	市	11,498	255	159	40	56	-
区	千代田区	1,912	51	15	3	32	1
	中央区	3,711	100	45	4	33	18
	港区	4,200	77	48	5	24	-
	新宿区	5,639	117	93	1	23	-
	文京区	2,164	134	92	14	28	-
	台東区	3,792	135	95	18	22	-
	墨田区	5,052	117	93	5	8	11
	江東区	4,121	108	64	9	30	5
	品川区	6,097	178	89	25	63	1
	目黒区	1,991	306	116	125	54	11
	大田区	7,377	465	287	25	121	32
	世田谷区	9,430	217	82	62	73	-
	渋谷区	3,057	283	69	2	211	1
	中野区	3,361	163	151	9	2	1
	杉並区	4,860	310	149	111	49	1
	豊島区	3,358	161	100	14	44	3
	北区	4,349	388	206	154	28	-
	荒川区	3,034	158	94	42	22	-
	板橋区	3,620	47	7	16	24	-
	練馬区	3,820	112	58	33	21	-
足立区	4,672	247	195	4	48	-	
葛飾区	4,737	112	72	9	31	-	
江戸川区	4,555	311	217	17	74	3	
市	八王子市	5,625	175	111	30	34	-
	町田市	5,873	80	48	10	22	-
都	西多摩	4,701	316	54	180	80	2
	南多摩	2,733	70	62	3	5	-
	多摩立川	9,429	65	22	3	36	4
	多摩府中	13,193	385	190	135	58	2
	多摩小平	9,117	253	103	108	42	-
	大島	790	17	11	3	3	-
	三宅	235	3	1	-	2	-
	八丈	401	16	3	6	7	-
	小笠原 市場	99 597	- -	- -	- -	- -	- -

(平成31年3月末現在)

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販魚介類加工工業品	乳製品販売業	ムアイスクリーム類販売業	野菜果物販売業	菓子(パン)を含む販売業	主食販売業	酒類・調味料販売業	その他食品
29年度	全都	130,109	13,614	17,104	20,621	12,411	27,721	6,693	14,182	17,763
	都	34,485	4,069	4,966	5,680	3,225	5,954	1,478	4,284	4,829
	区	85,903	8,192	10,815	13,451	7,835	19,867	4,925	8,907	11,911
	市	9,721	1,353	1,323	1,490	1,351	1,900	290	991	1,023
30年度	全都	129,420	13,552	17,010	20,493	12,351	27,629	6,647	14,087	17,651
	都	34,485	4,069	4,966	5,681	3,225	5,953	1,478	4,284	4,829
	区	85,342	8,146	10,737	13,338	7,791	19,792	4,895	8,828	11,815
	市	9,593	1,337	1,307	1,474	1,335	1,884	274	975	1,007
区	千代田区	1,784	145	435	191	126	647	66	103	71
	中央区	3,101	171	221	294	299	708	65	307	1,036
	港区	3,604	425	424	431	446	474	427	480	497
	新宿区	5,315	291	611	599	382	1,305	214	701	1,212
	文京区	1,906	168	139	313	220	515	122	199	230
	台東区	3,349	263	301	635	238	1,108	136	292	376
	墨田区	4,833	533	572	1,269	318	1,120	193	490	338
	江東区	3,634	400	326	559	306	873	225	244	701
	品川区	4,575	600	763	691	318	624	301	614	664
	目黒区	1,554	104	165	132	321	386	126	155	165
	大田区	5,841	745	705	631	568	984	591	780	837
	世田谷区	8,541	605	920	1,084	723	2,012	386	1,144	1,667
	渋谷区	2,696	290	606	343	100	1,101	121	129	6
	中野区	2,996	304	320	351	389	707	171	247	507
	杉並区	4,102	388	653	712	465	752	189	255	688
	豊島区	2,866	314	476	302	403	766	148	234	223
	北区	3,482	396	470	557	302	642	222	381	512
	荒川区	2,451	233	281	387	234	501	153	285	377
	板橋区	3,194	161	232	702	249	840	235	315	460
練馬区	3,539	460	539	596	273	809	118	213	531	
足立区	3,872	214	346	885	330	1,249	243	392	213	
葛飾区	4,158	454	798	893	348	680	255	463	267	
江戸川区	3,949	482	434	781	433	989	188	405	237	
市	八王子市	4,549	674	701	848	586	1,017	165	382	176
	町田市	5,044	663	606	626	749	867	109	593	831
都	西多摩	3,934	241	583	631	278	1,003	165	294	739
	南多摩	2,384	212	288	406	205	452	122	337	362
	多摩立川	7,569	909	1,122	1,003	661	1,317	260	1,153	1,144
	多摩府中	11,176	1,390	1,576	2,180	815	1,809	352	1,435	1,619
	多摩小平	7,535	1,178	1,248	1,290	568	1,145	488	873	745
	大島	728	86	105	105	95	107	34	93	103
	三宅	184	22	22	22	22	26	22	22	26
	八丈	337	18	15	36	65	63	30	66	44
	小笠原	83	13	7	8	8	16	5	11	15
	市場	555	-	-	-	508	15	-	-	32

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その7)

		食器具容器包装おもちゃ					添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業
		小計	包装器具製造容器	包装器具販売容器	製おもちゃ業	販おもちゃ業			
29年度	全都	8,506	145	5,348	195	2,818	18	8,080	164
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	158
	区	5,162	141	3,223	180	1,618	13	4,225	1
	市	934	-	516	9	409	-	743	5
30年度	全都	8,415	144	5,307	194	2,770	19	8,007	164
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	158
	区	5,087	140	3,198	179	1,570	14	4,168	1
	市	918	-	500	9	409	-	727	5
区	千代田区	50	-	26	1	23	1	26	-
	中央区	368	35	288	-	45	8	134	-
	港区	103	-	67	-	36	-	416	-
	新宿区	192	-	123	3	66	-	15	-
	文京区	106	2	67	3	34	-	18	-
	台東区	224	16	118	44	46	-	84	-
	墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-
	江東区	163	1	89	1	72	-	216	-
	品川区	647	16	579	-	52	1	696	-
	目黒区	62	5	39	1	17	-	69	-
	大田区	908	3	552	6	347	-	163	-
	世田谷区	464	-	302	-	162	-	208	-
	渋谷区	73	-	49	-	24	3	2	-
	中野区	103	7	36	-	60	-	99	-
	杉並区	142	8	94	-	40	-	306	-
	豊島区	79	-	52	-	27	-	252	-
	北区	152	8	101	-	43	-	327	-
	荒川区	253	2	167	15	69	-	172	-
	板橋区	243	6	179	27	31	-	136	-
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	237	8	58	8	163	-	230	-	
江戸川区	187	3	54	30	100	1	107	-	
市	八王子市	430	-	211	-	219	-	471	-
	町田市	488	-	289	9	190	-	256	5
都	西多摩	183	-	106	-	77	-	179	89
	南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2
	多摩立川	539	-	437	-	102	-	1,215	41
	多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5
	多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17
	大島	29	2	18	-	9	2	13	1
	三宅	26	-	16	-	10	-	22	-
	八丈	36	-	20	1	15	2	7	3
	小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-
	市場	42	-	42	-	-	-	-	-

(平成31年3月末現在)

		に行(5) (規細食 再定則品 す第衛 掲る十生 営七法施 業条施)	生食用食肉取扱施設			
			飲食店 営業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	給 食 施 設
29 年度	全都	185	180	2	3	-
	都	4	4	-	-	-
	区	180	175	2	3	-
	市	1	1	-	-	-
30 年度	全都	234	229	2	3	-
	都	4	4	-	-	-
	区	229	224	2	3	-
	市	1	1	-	-	-
区	千代田区	12	12	-	-	-
	中央区	45	45	-	-	-
	港区	51	48	-	3	-
	新宿区	22	22	-	-	-
	文京区	4	4	-	-	-
	台東区	12	12	-	-	-
	墨田区	-	-	-	-	-
	江東区	2	2	-	-	-
	品川区	6	6	-	-	-
	目黒区	8	8	-	-	-
	大田区	2	2	-	-	-
	世田谷区	8	8	-	-	-
	渋谷区	34	34	-	-	-
	中野区	3	3	-	-	-
	杉並区	1	1	-	-	-
	豊島区	6	5	1	-	-
	北区	1	1	-	-	-
	荒川区	1	1	-	-	-
	板橋区	1	1	-	-	-
練馬区	10	9	1	-	-	
足立区	-	-	-	-	-	
葛飾区	-	-	-	-	-	
江戸川区	-	-	-	-	-	
市	八王子市	1	1	-	-	-
	町田市	-	-	-	-	-
都	西多摩	-	-	-	-	-
	南多摩	-	-	-	-	-
	多摩立川	1	1	-	-	-
	多摩府中	2	2	-	-	-
	多摩小平	1	1	-	-	-
	大島	-	-	-	-	-
	三宅	-	-	-	-	-
	八丈	-	-	-	-	-
	小笠原	-	-	-	-	-
市場	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

	総計	（規定する営業に法 計）	食品衛生 法	飲食店 営業	喫茶店 営業	菓子製 造業	あん類 製造業	アイスク リーム 業	乳処 理業	さく とく 別 取 扱 牛 乳	乳製 品製 造業
29 年度	全都	630,345	367,871	142,629	9,937	20,315	145	2,388	75	-	278
	都	349,604	192,835	30,676	3,208	5,357	39	562	63	-	181
	区	270,682	169,580	109,007	6,472	14,349	103	1,739	12	-	94
	市	10,059	5,456	2,946	257	609	3	87	-	-	3
30 年度	全都	676,161	411,823	142,451	11,224	18,854	117	2,675	67	-	402
	都	413,824	245,884	34,821	4,888	5,420	27	752	55	-	287
	区	254,368	161,398	104,988	6,086	13,039	88	1,854	12	-	112
	市	7,969	4,541	2,642	250	395	2	69	-	-	3
区	千代田区	9,109	6,446	4,990	398	310	-	67	-	-	3
	中央区	10,616	7,139	4,259	467	594	1	152	2	-	3
	港区	18,005	13,672	10,222	1,193	501	-	67	-	-	10
	新宿区	15,924	12,887	8,641	346	840	4	138	-	-	6
	文京区	7,506	5,453	3,534	173	505	1	131	-	-	6
	台東区	16,071	12,141	9,356	313	854	-	134	-	-	-
	墨田区	5,916	4,033	2,604	99	381	1	61	-	-	2
	江東区	7,626	5,230	3,260	322	362	3	73	-	-	3
	品川区	4,942	2,656	1,765	196	197	-	11	-	-	-
	目黒区	6,961	4,338	3,538	88	282	-	15	-	-	2
	大田区	14,443	8,227	4,858	260	953	9	129	-	-	16
	世田谷区	15,703	8,355	4,532	332	911	-	111	-	-	6
	渋谷区	7,031	4,884	3,542	301	330	-	91	-	-	7
	中野区	6,865	3,474	1,863	92	297	-	21	-	-	-
	杉並区	14,498	7,101	4,181	184	706	-	68	-	-	2
	豊島区	20,804	13,681	10,204	305	1,180	1	253	-	-	2
	北区	11,071	7,169	4,425	166	626	11	51	-	-	15
	荒川区	5,358	2,396	1,148	69	269	2	20	-	-	-
	板橋区	10,042	4,744	2,960	141	492	27	54	-	-	5
練馬区	13,476	6,258	3,091	126	678	-	39	-	-	3	
足立区	8,129	4,556	2,660	129	358	9	23	-	-	3	
葛飾区	17,015	11,375	6,232	238	1,024	18	67	10	-	12	
江戸川区	7,257	5,183	3,123	148	389	1	78	-	-	6	
市	八王子市	2,912	2,214	1,241	144	194	2	34	-	-	3
	町田市	5,057	2,327	1,401	106	201	-	35	-	-	-
都	西多摩	7,077	3,997	2,437	139	399	-	34	-	-	15
	南多摩	12,982	4,767	2,260	237	655	3	82	-	-	1
	多摩立川	18,583	11,370	6,359	528	1,353	4	171	3	-	26
	多摩府中	25,093	12,520	7,290	499	1,516	1	263	-	-	17
	多摩小平	14,677	4,295	2,409	212	501	4	31	-	-	-
	大島	3,205	2,217	1,069	26	186	3	27	15	-	14
	三宅	1,737	701	316	6	62	-	-	-	-	-
	八丈	1,171	799	409	10	66	-	20	7	-	7
	小笠原	469	278	177	3	25	-	7	-	-	-
	市場	227,884	169,600	6,785	1,407	61	-	111	-	-	127
	センター	93,319	27,890	5,144	1,586	593	12	6	30	-	80
	芝浦食肉	7,627	7,450	166	235	3	-	-	-	-	-

(平成31年3月末現在)

		集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	製魚肉ねり製業品	冷食品の蔵凍又は	照食品の放射線
29年度	全都	-	20,890	7,633	21,218	393	131,987	2,374	395	1,083	-
	都	-	8,242	6,848	10,480	171	120,678	2,374	212	778	-
	区	-	12,053	775	10,346	212	10,925	-	172	286	-
	市	-	595	10	392	10	384	-	11	19	-
30年度	全都	-	19,736	7,781	20,818	370	174,659	3,756	462	1,801	-
	都	-	8,116	7,100	10,896	130	164,012	3,756	322	1,506	-
	区	-	11,169	663	9,644	230	10,380	-	128	278	-
	市	-	451	18	278	10	267	-	12	17	-
区	千代田区	-	316	10	134	6	135	-	3	-	-
	中央区	-	310	18	365	4	828	-	10	22	-
	港区	-	697	6	362	20	347	-	-	9	-
	新宿区	-	1,032	59	832	11	821	-	4	1	-
	文京区	-	290	25	322	3	345	-	10	7	-
	台東区	-	576	32	367	9	349	-	-	1	-
	墨田区	-	269	16	223	3	246	-	6	3	-
	江東区	-	339	69	304	10	344	-	6	16	-
	品川区	-	202	17	116	2	114	-	1	-	-
	目黒区	-	131	3	84	13	139	-	1	2	-
	大田区	-	681	39	509	18	481	-	4	67	-
	世田谷区	-	907	6	698	9	730	-	13	3	-
	渋谷区	-	242	15	167	1	140	-	2	1	-
	中野区	-	416	6	344	7	377	-	-	3	-
	杉並区	-	654	16	544	13	600	-	8	-	-
	豊島区	-	499	33	497	20	569	-	6	13	-
	北区	-	584	34	545	8	537	-	5	14	-
	荒川区	-	259	16	244	5	261	-	1	24	-
	板橋区	-	286	25	279	27	284	-	4	17	-
練馬区	-	712	44	645	9	711	-	11	31	-	
足立区	-	369	91	412	11	413	-	2	1	-	
葛飾区	-	990	52	1,278	-	1,180	-	23	17	-	
江戸川区	-	408	31	373	21	429	-	8	26	-	
市	八王子市	-	208	8	140	3	141	-	12	16	-
	町田市	-	243	10	138	7	126	-	-	1	-
都	西多摩	-	279	17	206	10	225	-	-	20	-
	南多摩	-	505	9	413	20	433	-	1	10	-
	多摩立川	-	893	104	828	23	715	-	19	35	-
	多摩府中	-	996	27	803	16	771	-	2	33	-
	多摩小平	-	418	6	289	6	287	-	2	5	-
	大島	-	254	-	196	1	214	8	34	19	-
	三宅	-	90	-	82	-	96	-	-	2	-
	八丈	-	83	5	48	-	58	1	3	4	-
	小笠原	-	19	-	19	-	20	2	-	-	-
	市場	-	1,205	-	1,230	-	152,470	3,490	250	1,109	-
	センター	-	3,302	103	6,637	54	8,723	255	11	269	-
芝浦食肉	-	72	6,829	145	-	-	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数 (その2)

		製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨ ー ガ 造トリ ニン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業
29 年度	全都	148	34	332	567	86	12	36	17	106	100
	都	80	21	249	532	42	5	25	13	45	60
	区	62	13	83	35	42	7	10	2	58	38
	市	6	-	-	-	2	-	1	2	3	2
30 年度	全都	165	33	578	700	61	8	40	15	120	89
	都	106	24	435	670	38	4	28	14	52	56
	区	55	9	143	30	20	4	10	-	65	33
	市	4	-	-	-	3	-	2	1	3	-
区	千代田区	-	-	-	3	3	-	1	-	-	-
	中央区	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	港区	2	-	126	3	-	-	-	-	10	-
	新宿区	4	-	3	2	3	1	-	-	1	3
	文京区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	台東区	-	-	-	7	-	-	1	-	-	3
	墨田区	2	-	1	-	2	-	-	-	6	2
	江東区	1	-	1	2	-	-	-	-	2	4
	品川区	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1
	目黒区	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大田区	3	-	7	3	3	-	-	-	14	3
	世田谷区	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2
	渋谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	中野区	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	杉並区	2	-	2	1	-	-	2	-	1	3
	豊島区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	北区	-	-	-	2	1	-	-	-	5	-
	荒川区	-	-	1	-	1	-	-	-	2	2
	板橋区	-	-	-	2	3	-	-	-	6	2
練馬区	6	-	-	-	1	-	-	-	2	2	
足立区	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	
葛飾区	23	9	-	1	2	2	3	-	7	-	
江戸川区	7	-	1	-	1	1	1	-	3	-	
市	八王子市	4	-	-	-	3	-	-	-	3	-
	町田市	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-
都	西多摩	2	-	-	2	4	-	17	8	11	16
	南多摩	11	-	-	-	1	-	2	-	6	-
	多摩立川	14	3	-	-	-	-	6	-	-	4
	多摩府中	8	-	-	2	3	-	-	-	7	13
	多摩小平	5	-	-	-	-	-	-	-	5	1
	大島	2	-	44	3	9	-	-	2	-	4
	三宅	3	-	2	9	-	-	-	-	-	2
	八丈	3	-	8	4	-	-	1	2	-	7
	小笠原	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	市場	-	-	376	266	-	-	-	-	-	-
	センター	54	21	5	384	21	4	2	2	23	8
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成31年3月末現在)

		豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	めん 類 製 造 業	そう ざ い 製 造 業	食 び か ん 詰 又 は	添 加 物 製 造 業	食 品 製 造 業 に 規 定 業 業	食 品 製 造 業 に 規 定 業 業	弁 当 等 人 力 販 売 業	行 商	つ け 物 製 造 業	製 菓 材 料 業 等
29 年度	全都	1,232	16	745	2,509	47	144	60,416	1,628	111	554	97	
	都	424	12	238	1,151	30	39	32,014	53	6	320	51	
	区	761	4	486	1,317	16	101	27,547	1,575	105	219	45	
	市	47	0	21	41	1	4	855	0	0	15	1	
30 年度	全都	1,088	13	697	2,886	63	94	63,141	1,502	100	485	103	
	都	433	10	266	1,578	37	45	36,910	81	5	260	58	
	区	609	3	417	1,264	22	43	25,515	1,421	91	215	43	
	市	46	-	14	44	4	6	716	-	4	10	2	
区	千代田区	12	-	6	49	-	-	758	-	-	1	-	
	中央区	19	-	15	64	1	1	1,927	399	3	6	1	
	港区	3	-	6	86	-	2	2,098	855	6	5	-	
	新宿区	29	-	30	76	-	-	1,468	-	4	11	1	
	文京区	23	-	18	55	-	2	923	20	9	3	-	
	台東区	27	-	19	89	-	4	1,170	14	15	15	2	
	墨田区	17	2	12	71	-	4	692	1	4	13	1	
	江東区	42	-	9	56	2	-	1,117	13	2	2	3	
	品川区	4	-	6	21	-	-	391	10	-	2	1	
	目黒区	14	-	9	12	-	4	301	2	-	1	-	
	大田区	25	-	34	105	3	3	1,529	6	4	12	5	
	世田谷区	46	-	29	17	-	-	1,261	3	4	3	-	
	渋谷区	6	-	17	20	1	-	574	58	4	2	-	
	中野区	21	-	5	18	-	-	627	-	-	5	-	
	杉並区	22	-	13	76	2	1	1,211	5	5	7	7	
	豊島区	43	-	26	28	-	-	1,618	25	17	5	1	
	北区	47	1	25	57	-	10	1,256	-	2	3	-	
	荒川区	15	-	15	39	3	-	488	4	-	12	3	
板橋区	44	-	35	43	3	5	1,227	2	-	18	-		
練馬区	45	-	32	68	1	1	1,290	-	8	34	-		
足立区	3	-	6	61	2	-	907	-	-	13	-		
葛飾区	86	-	40	56	3	2	1,850	4	3	28	17		
江戸川区	16	-	10	97	1	4	832	-	1	14	1		
市	八王子市	14	-	12	24	2	6	369	-	3	6	2	
	町田市	32	-	2	20	2	-	347	-	1	4	-	
都	西多摩	27	1	32	72	3	21	887	1	-	54	8	
	南多摩	28	-	9	81	-	-	874	1	-	16	7	
	多摩立川	59	-	77	139	4	3	1,860	70	-	22	5	
	多摩府中	81	-	98	69	-	5	2,780	7	-	19	9	
	多摩小平	55	1	23	27	8	-	1,251	-	5	14	6	
	大島	12	3	3	66	-	3	425	1	-	5	6	
	三宅	-	-	1	22	8	-	142	-	-	-	-	
	八丈	4	-	3	46	-	-	215	-	-	5	1	
	小笠原	-	-	-	1	-	-	56	1	-	3	8	
	市場	-	-	-	713	-	-	14,939	-	-	25	-	
	センター	167	5	20	342	14	13	13,370	-	-	97	8	
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	111	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		粉末食品製造業	製そう菜半製品業等	調味料等製造業	魚介類加工業	食料品等販売業	液卵製造業	卵選別包装業	集団給食	ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
										取ふ扱所ぐ	施製ふ品ぐ取加工扱工
29年度	全都	178	199	496	1,702	45,213	4	218	10,016	9,568	13,542
	都	98	70	179	1,485	26,142	2	202	3,406	6,455	9,785
	区	76	123	296	213	18,368	2	16	6,509	3,038	3,691
	市	4	6	21	4	703	-	-	101	75	66
30年度	全都	163	175	517	1,875	47,860	14	207	10,140	8,366	12,883
	都	93	77	222	1,617	30,940	7	196	3,354	5,093	9,098
	区	66	92	273	253	16,331	7	11	6,712	3,200	3,691
	市	4	6	22	5	589	-	-	74	73	94
区	千代田区	-	-	8	3	646	-	-	100	308	426
	中央区	-	2	5	100	1,244	-	-	167	244	110
	港区	-	-	12	2	909	-	-	309	66	244
	新宿区	-	7	20	8	1,131	2	3	281	733	604
	文京区	-	1	20	7	590	-	-	273	129	155
	台東区	3	7	20	7	910	-	4	173	165	72
	墨田区	1	6	16	8	434	-	-	208	115	69
	江東区	9	-	10	15	720	-	-	343	139	310
	品川区	-	1	6	-	223	-	-	148	82	116
	目黒区	4	-	6	-	176	3	-	109	124	121
	大田区	5	6	7	5	899	-	-	580	148	178
	世田谷区	1	2	18	2	1,134	-	-	94	126	71
	渋谷区	1	1	11	-	347	-	-	150	141	96
	中野区	-	1	2	-	442	-	-	177	35	80
	杉並区	2	5	2	3	753	-	-	422	64	28
	豊島区	-	15	6	18	1,362	-	-	169	99	192
	北区	10	6	24	3	709	-	-	499	72	122
	荒川区	2	6	8	2	290	-	-	161	32	76
	板橋区	6	2	19	5	538	-	-	637	76	247
練馬区	-	6	8	8	731	-	3	492	102	146	
足立区	6	3	14	6	496	-	-	369	71	43	
葛飾区	13	11	19	22	1,193	2	1	537	63	130	
江戸川区	3	4	12	29	454	-	-	314	66	55	
市	八王子市	3	3	16	1	310	-	-	25	55	31
	町田市	1	3	6	4	279	-	-	49	18	63
都	西多摩	14	15	21	6	456	-	3	309	52	105
	南多摩	1	4	9	7	575	-	-	254	47	120
	多摩立川	9	12	35	16	1,158	7	13	513	189	320
	多摩府中	13	7	77	20	1,418	-	-	1,210	220	502
	多摩小平	6	1	8	3	460	-	1	747	64	113
	大島	3	-	8	27	304	-	25	46	5	16
	三宅	7	-	4	17	103	-	1	10	-	14
	八丈	16	-	8	11	118	-	1	55	2	11
	小笠原	-	1	4	1	24	-	-	14	-	1
	市場	-	-	-	1,089	13,477	-	152	196	4,514	5,331
	センター	24	37	48	420	12,736	-	-	-	-	2,565
	芝浦食肉	-	-	-	-	111	-	-	-	-	-

(平成31年3月末現在)

		（定細食品衛生法施行 則第十六条に する営業規 数）	許可を要しない 食品製造業	許可を要しない 食品販売業	製造・器具・容器包 装・おもちゃ	添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	（規定再掲） （細則第十七条に する営業規 数）
29年度	全都	178,948	5,112	156,678	10,500	11	6,647	-	195
	都	108,515	787	96,377	6,435	2	4,914	-	1
	区	66,826	4,322	57,149	3,671	9	1,675	-	192
	市	3,607	3	3,152	394	-	58	-	2
30年度	全都	179,948	4,321	159,025	10,320	5	6,277	-	241
	都	116,839	718	103,933	7,273	4	4,911	-	10
	区	60,564	3,594	52,810	2,817	1	1,342	-	230
	市	2,545	9	2,282	230	-	24	-	1
区	千代田区	1,171	516	655	-	-	-	-	15
	中央区	1,196	30	1,161	4	1	-	-	20
	港区	1,925	3	1,922	-	-	-	-	60
	新宿区	232	13	214	3	-	2	-	21
	文京区	846	2	804	40	-	-	-	9
	台東区	2,523	69	2,299	112	-	43	-	15
	墨田区	1,007	119	887	1	-	-	-	-
	江東区	830	137	545	96	-	52	-	2
	品川区	1,697	2	1,425	135	-	135	-	5
	目黒区	2,077	2	2,066	1	-	8	-	11
	大田区	4,361	10	4,299	44	-	8	-	3
	世田谷区	5,890	15	5,385	324	-	166	-	7
	渋谷区	1,336	582	753	1	-	-	-	27
	中野区	2,649	-	2,649	-	-	-	-	2
	杉並区	6,094	469	4,567	719	-	339	-	-
	豊島区	5,214	636	4,567	11	-	-	-	7
	北区	2,452	284	1,864	131	-	173	-	2
	荒川区	2,366	65	1,713	391	-	197	-	1
	板橋区	3,748	48	3,448	184	-	68	-	1
練馬区	5,680	209	5,234	211	-	26	-	22	
足立区	2,552	325	2,044	138	-	45	-	-	
葛飾区	3,597	53	3,196	268	-	80	-	-	
江戸川区	1,121	5	1,113	3	-	-	-	-	
市	八王子市	243	3	192	24	-	24	-	1
	町田市	2,302	6	2,090	206	-	-	-	-
都	西多摩	2,036	82	1,703	137	-	114	-	-
	南多摩	7,174	124	6,498	334	-	218	-	-
	多摩立川	4,844	54	4,130	198	-	462	-	4
	多摩府中	9,071	226	8,611	233	-	1	-	3
	多摩小平	8,954	43	8,035	423	-	453	-	3
	大島	542	15	503	13	-	11	-	-
	三宅	880	-	880	-	-	-	-	-
	八丈	144	11	129	4	-	-	-	-
	小笠原	134	-	114	20	-	-	-	-
	市場	33,500	-	31,624	1,876	-	-	-	-
	センター	49,494	163	41,640	4,035	4	3,652	-	-
	芝浦食肉	66	-	66	-	-	-	-	-

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成30年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合 計			細菌検査			化学検査		
			合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類		3,090	2,361	729	1,496	1,157	339	1,594	1,204	390
	魚介類加工品		2,277	1,965	312	1,066	974	92	1,211	991	220
冷凍食品	無加熱摂取		359	185	174	71	70	1	288	115	173
	凍結前加熱済・加熱後摂取		291	234	57	111	85	26	180	149	31
	凍結前未加熱・加熱後摂取		1,157	343	814	297	157	140	860	186	674
	生食用冷凍鮮魚介類		5	3	2	4	3	1	1	0	1
肉・卵類及びその加工品			13,091	7,962	5,129	4,212	2,902	1,310	8,879	5,060	3,819
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		1,115	1,115	0	88	88	0	1,027	1,027	0
	乳製品		1,489	1,002	487	401	179	222	1,088	823	265
	乳類加工品		69	68	1	29	29	0	40	39	1
	アイスクリーム類・氷菓		340	340	0	313	313	0	27	27	0
農産物等	穀類及びその加工品		2,057	1,424	633	373	293	80	1,684	1,131	553
	野菜類・果物及びその加工品		13,435	5,539	7,896	2,096	1,661	435	11,339	3,878	7,461
菓 子 類			6,868	5,614	1,254	3,154	2,805	349	3,714	2,809	905
飲料・氷雪・水	清涼飲料水		1,896	1,771	125	303	283	20	1,593	1,488	105
	酒精飲料		353	130	223	26	26	0	327	104	223
	氷雪		8	8	0	8	8	0	0	0	0
	水		308	308	0	305	305	0	3	3	0
その他の食品	缶詰・びん詰		3,199	1,009	2,190	819	250	569	2,380	759	1,621
	調味料		2,038	1,659	379	791	680	111	1,247	979	268
	そうざい類及びその半製品		7,571	7,422	149	6,055	5,975	80	1,516	1,447	69
	上記以外の食品		3,541	3,215	326	1,858	1,790	68	1,683	1,425	258
添加物	別表第1の添加物及びその製剤		6	6	0	2	2	0	4	4	0
	その他添加物		5	5	0	0	0	0	5	5	0
器具等	器具及び容器包装		74	57	17	0	0	0	74	57	17
	おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			64,642	43,745	20,897	23,878	20,035	3,843	40,764	23,710	17,054

第3 GLP

1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

(1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

(3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

ア 実施期間 平成30年4月から平成31年3月まで
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、18施設を対象に精度管理を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

(3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 平成30年6月から平成31年2月まで
イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター
ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ32施設を対象に技能評価を受けたところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

3 その他

平成30年6月に健康安全研究センターにおいて、関係職員に対するGLP講習会を開催した。

2 検査の精度管理の実施結果(平成30年度)

(1) 内部点検

ア 実施期間 平成30年6月から平成31年2月まで
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 34ヵ所

エ 実施結果

検査結果通知書の誤記等、改善措置を要請した施設が1施設あった。

オ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬学・ 獣医学 ・ 歯医学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平成30年度計		2	39	4	3	29	14	43	34	96	264
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	1	-	-	-	-	3	-	-	4
食肉製品		2	7	4	1	22	8	11	19	55	129
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	3	-	-	-	1	3	-	-	7
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	1	1	1	-	4
添 加 物		-	27	-	2	7	3	25	14	41	119

第4節 輸入食品対策

第1 輸入食品対策実施結果

平成30年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約248万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成30年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 494検体 (2) 輸入食品の放射能検査 100検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 285軒 収去検体数 1,389検体
検 査 法 の 開 発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定外添加物（2物質） オレンジRN、オレンジII ○ 農薬（3物質） ジフェノコナゾール、ピリプロキシフェン、メチダチオン ○ 動物用医薬品（1物質） ジルパテロール
普 及 ・ 啓 発	<p>輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催日 平成30年11月7日 ○ 受講者数 412名 ○ 講習内容 <ol style="list-style-type: none"> 1 「食品衛生法等の一部を改正する法律の概要～輸入食品の安全管理を中心に～」 厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 輸入食品安全対策室 室長 梅田 浩史 2 「食品等輸入事業者における自主管理の推進について」 東京都健康安全研究センター 広域監視部 食品監視第一課 園田 康行

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、平成30年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

平成30年4月から平成31年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について494検体96品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが179検体(36.2%)と最も多く、以下、北米98検体(19.8%)、中南米78検体

(15.8%)、大洋州60検体(12.1%)、欧州57検体(11.5%)、中東14検体(2.8%)、アフリカ8検体(1.6%)であった。

生産国の上位5か国は、アメリカ(89検体)、中国(84検体)、フィリピン(42検体)、ニュージーランド(38検体)、メキシコ(33検体)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、136種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

151検体(41品目)から34種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、「チアメトキサムを0.02ppm検出したショウガ」等2検体(2品目)から基準を超える農薬を検出した。

(表2-4-6)

表2-4-2 検体数及び品目数

分類	検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）
野菜	生鮮	170	30 アスパラガス(14)、エシャロット(1)、エリンギ(2)、オクラ(6)、カボチャ(16)、クワイ(1)、コウシンダイコン(1)、コールラビ(1)、ゴボウ(2)、サトイモ(1)、シイタケ(4)、ショウガ(13)、ズッキーニ(1)、セロリ(1)、タケノコ(2)、タマネギ(11)、チコリ(7)、トマト(1)、トレビス(10)、ニンジン(13)、ネギ(2)、パプリカ(29)、ブロッコリー(8)、マコモタケ(1)、マツタケ(1)、芽キャベツ(1)、ヤングコーン(9)、リーキ(5)、未成熟インゲン(3)、未成熟エンドウ(3)
	冷凍	35	14 アスパラガス(5)、オクラ(3)、カリフラワー(3)、ゴボウ(1)、サトイモ(3)、タマネギ(1)、チンゲンサイ(2)、トウモロコシ(1)、ブロッコリー(4)、ホウレンソウ(3)、芽キャベツ(2)、菜の花(3)、未成熟インゲン(3)、未成熟ソラマメ(1)
	計	205	44
果実	生鮮	169	19 イチゴ(2)、オレンジ(17)、キウイ(23)、グレープフルーツ(19)、ザクロ(1)、チェリー(2)、ドラゴンフルーツ(1)、パイナップル(19)、バナナ(21)、パパイヤ(5)、ブドウ(17)、ブルーベリー(5)、マンゴー(9)、マンダリン(2)、メロゴールド(1)、メロン(10)、ラズベリー(1)、リンゴ(1)、レモン(13)
	冷凍	30	10 イチゴ(5)、チェリー(2)、パイナップル(2)、ブドウ(2)、ブルーベリー(7)、マンゴー(6)、ミカン(1)、ライチ(1)、ラズベリー(3)、レモン(1)
	乾燥	12	7 アンズ(3)、イチジク(1)、クランベリー(1)、デーツ(1)、パイナップル(1)、バナナ(1)、プルーン(4)
	計	211	36
穀類及びその加工品	20	8	アマランサス(1)、キヌア(3)、ソバの実(1)、トウモロコシ(3)、ホワイトソルガム(1)、大麦(1)、麦芽(3)、穀類加工品(7)
豆類及びその加工品	30	6	インゲンマメ(5)、ヒヨコマメ(5)、レンズマメ(5)、緑豆(1)、ダイズ(3)、豆類加工品(11)
その他	28	2	野菜加工品(15)、果実加工品(13)
合計	494	96	

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
カーバメート系農薬 (13 種類)	殺虫剤 (11 種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロポキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ
	殺菌剤 (1 種類)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1 種類)	クロルプロファミ
含窒素系農薬 (56 種類)	殺菌剤 (28 種類)	アゾキシストロビン、イマザリル、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ピテルタノール、ピラクロストロビン、ピリメタニル、フェナリモル、フェンブコナゾール、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアホル、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、バナラキシル、ペンコナゾール、ボスカリド、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル、
	除草剤 (16 種類)	アラクロール、エスプロカルブ、シマジン、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、トリフルラリン、ピリプチカルブ、ピリミノバックメチル、ブタクロール、プレチラクロール、プロメトリン、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	殺虫剤 (11 種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピペロニルブトキシド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、ブプロフェジン
	植物成長調整剤 (1 種類)	パクロブトラゾール
ピレスロイド系農薬 (11 種類)	殺虫剤 (11 種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シペルメトリン、テフルトリン、ハルフェンプロックス、ビフェントリン、フェンバレレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
有機リン系農薬 (33 種類)	殺虫剤 (28 種類)	E P N、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エトプロホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、トリアゾホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェントロチオン、フェンシルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン
	除草剤 (3 種類)	アニロホス、ピペロホス、ブタミホス
	殺菌剤 (2 種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
有機塩素系農薬 (2 種類)	殺菌剤 (1 種類)	プロシミドン
	殺虫剤 (1 種類)	クロロベンジレート
その他の農薬 (20 種類)	殺菌剤 (4 種類)	ジクロシメット、ピロキロン、フェノキサニル、フルキンコナゾール
	除草剤 (9 種類)	シハロホップブチル、ジフルフェニカン、ジメテナミド、ターバシル、テルブトリン、ピコリナフェン、ピラフルフェンエチル、プロパジン、ベンフレセート
	殺虫剤 (5 種類)	エトキサゾール、エトフェンプロックス、ジクロフェンチオン、シラフルオフェン、フィプロニル
	植物成長調整剤 (1 種類)	ウニコナゾールP
	葉害軽減剤 (1 種類)	メフェンピルジエチル
その他 (1 種類)	その他 (1 種類)	臭素

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
カーバ メート系	チオジカルブ及びメソミル	ブドウ	1	0.07	5	ぶどう
		ブルーベリー	2	0.01	1	ブルーベリー
含窒素系	アセタミプリド	イチゴ	1	0.03	3	いちご
		オクラ	1	0.02	1	オクラ
		チェリー	2	0.02-0.03	5	おうとう
		チンゲンサイ	1	0.1	5	チンゲンサイ
		ブドウ	4	0.02-0.09	5	ぶどう
		ハウレンソウ	1	0.02	3	ほうれんそう
		メロン	1	0.02	0.5	メロン類果実
		レモン	1	0.01	2	レモン
	アゾキシストロビン	パプリカ	3	0.01-0.04	3	ピーマン
		ブルーベリー	4	0.02-0.14	5	ブルーベリー
		ハウレンソウ	1	0.06	30	ほうれんそう
		マンゴー	2	0.06-0.17	1	マンゴー
		未成熟インゲン	1	0.02	3	未成熟インゲン
	イマザリル	グレープフルーツ	1	0.01	5	グレープフルーツ
		マンダリン	1	0.02	5	その他のかんきつ類果実
		レモン	3	0.02-0.05	5	レモン
	イミダクロプリド	オクラ	1	0.04	0.7	オクラ
		オレンジ	1	0.03	0.7	オレンジ
		カボチャ	5	0.01-0.05	1	かぼちゃ
		グレープフルーツ	1	0.07	0.7	グレープフルーツ
		トレビス	3	0.02-0.08	3	チョコリ
		パプリカ	1	0.01	3	ピーマン
		ブドウ	1	0.03	3	ぶどう
		ブルーベリー	2	0.01	4	ブルーベリー
		ハウレンソウ	2	0.02-0.12	15	ほうれんそう
		マンゴー	3	0.02-0.12	1	マンゴー
	メロン	5	0.02-0.07	0.2	メロン類果実	
	クレソキシムメチル	パプリカ	1	0.02	2	ピーマン
	クロチアニジン	オレンジ	1	0.02	2	オレンジ
		ショウガ	1	0.02	0.02	しょうが
		パプリカ	1	0.03	3	ピーマン
		ブドウ	1	0.37	5	ぶどう
		ブルーベリー	1	0.01	0.2	ブルーベリー
		ハウレンソウ	1	0.02	40	ほうれんそう
	ジノテフラン	オクラ	1	0.03	2	オクラ
		パプリカ	5	0.03-0.11	3	ピーマン
	ジフェノコナゾール	リーキ	1	0.01	6	ねぎ
		未成熟エンドウ	1	0.02	0.7	未成熟エンドウ
		芽キャベツ	1	0.01	2	芽キャベツ
	チアクロプリド	パプリカ	1	0.03	5	ピーマン
	チアメトキサム	オクラ	1	0.01	0.7	オクラ
		ショウガ	2	0.01-0.02	0.01	しょうが
トレビス		1	0.01	3	チョコリ	
ネギ		1	0.07	2	ねぎ	
パプリカ		1	0.03	1	ピーマン	
ブドウ		1	0.03	2	ぶどう	
テトラコナゾール	パプリカ	2	0.02-0.08	1	ピーマン	
	ブドウ	6	0.01-0.03	0.5	ぶどう	
テブコナゾール	チェリー	3	0.01-0.37	5	おうとう	
	ブドウ	4	0.04-0.43	10	ぶどう	
ピベロニルブトキシド	パプリカ	2	0.01-0.04	2	ピーマン	

*平成31年3月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準 (ppm)	食品分類
含窒素系	ピラクロストロビン	グレープフルーツ	6	0.01-0.07	2	グレープフルーツ
		パプリカ	2	0.02-0.06	1	ピーマン
		ブドウ	6	0.01-0.20	2	ぶどう
		ブルーベリー	1	0.02	4	ブルーベリー
		マンゴー	1	0.19	0.05	マンゴー
	ピリダベン	グレープフルーツ	1	0.02	1	グレープフルーツ
		パプリカ	1	0.07	3	ピーマン
		レモン	1	0.01	1	レモン
	ピリプロキシフェン	グレープフルーツ	2	0.01-0.02	0.5	グレープフルーツ
		レモン	1	0.01	0.5	レモン
	ピリメタニル	イチゴ	1	0.05	10	いちご
		チェリー	2	0.26-0.36	10	おうとう
		ブドウ	5	0.01-1.24	10	ぶどう
		ブルーベリー	2	0.01-0.03	5	ブルーベリー
	ブプロフェジン	グレープフルーツ	1	0.1	3	グレープフルーツ
		マンゴー	1	0.02	0.9	マンゴー
	フルジオキサニル	チェリー	1	0.05	5	おうとう
		ブドウ	1	0.61	5	ぶどう
	プロピコナゾール	セロリ	1	0.02	5	セロリ
	ボスカリド	トレビス	2	0.01-0.03	40	チョコリ
パプリカ		3	0.05-0.11	10	ピーマン	
ブドウ		10	0.02-0.49	10	ぶどう	
ブルーベリー		8	0.02-0.47	10	ブルーベリー	
インゲンマメ		1	0.01	3	その他の豆類	
マイクロブタニル	ニンジン	1	0.03	1	にんじん	
	ブドウ	3	0.01-0.02	1	ぶどう	
メタラキシル及び メフェノキサム	ショウガ	1	0.03	1	しょうが	
	ニンジン	1	0.04	0.4	にんじん	
ピレスロイド系	シハロトリン	チェリー	1	0.08	0.5	おうとう
		マンゴー	1	1.1	0.5	マンゴー
	ビフェントリン	バナナ	1	0.01	0.1	バナナ
		ブルーベリー	1	0.02	2	ブルーベリー
	フェンプロパトリン	グレープフルーツ	1	0.05	5	グレープフルーツ
チェリー		1	0.3	5	おうとう	
ブドウ		1	0.01	5	ぶどう	
有機リン系	アセフェート	オクラ	1	0.01	3	オクラ
		野菜加工品	1	0.01	—	—
	クロルピリホス	オレンジ	2	0.01	1	オレンジ
		キヌア	1	0.01	0.75	その他の穀類
		グレープフルーツ	6	0.02-0.27	1	グレープフルーツ
		バナナ	6	0.01-0.05	3	バナナ
		ブドウ	2	0.02-0.16	1	ぶどう
		レモン	4	0.01-0.10	1	レモン
	レンズマメ	1	0.02	0.05	その他の豆類	
	ジメトエート	果実加工品	1	0.02	—	—
	ピリミホスメチル	トウモロコシ	1	0.02	1	トウモロコシ
マラチオン	ブルーベリー	5	0.02-0.05	10	ブルーベリー	
メチダチオン	グレープフルーツ	1	0.01	5	グレープフルーツ	

*平成 31 年 3 月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果（その3）

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準 (ppm)	食品分類
その他	臭素	アズ	2	3-8	30	果実（乾燥させたもの）
		イチジク	1	10	250	いちじく（乾燥させたもの）
		オレンジ	1	1	30	オレンジ
		キウイ	2	1	30	キウイ
		キヌア	2	1-2	50	その他の穀類
		グレープフルーツ	2	1	30	グレープフルーツ
		ザクロ	1	1	60	その他の果実
		デーツ	1	7	100	ナツメヤシ（乾燥させたもの）
		トウモロコシ	2	2-5	80	とうもろこし
		バナナ	4	1-2	20	バナナ
		ブルーベリー	1	1	20	ブルーベリー
		ホワイトソルガム	1	4	50	その他の穀類
		メロン	1	1	230	メロン類果実
		穀類加工品	3	1-4	—	—
		大麦	1	6	50	大麦
		豆類加工品	7	1-2	—	—
麦芽	3	1-4	50	大麦		

*平成31年3月時点

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その1）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジノテフラン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	メトラキシル及びメフェノキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	セロリ	アメリカ	プロピコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.08	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	韓国	メトラキシル及びメフェノキサム	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	ミクロブタニル	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	ピペロニルブトキシド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	ピペロニルブトキシド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.08	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.08	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ビリダベン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	リーキ	オランダ	ジフェノコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟インゲン	オマーン	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ジフェノコナゾール	0.02	市場衛生検査所
野菜 冷凍	オクラ	ベトナム	アセフェート	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	中国	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	中国	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	チンゲンサイ	中国	アセタミプリド	0.1	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ホウレンソウ	台湾	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ホウレンソウ	台湾	アゾキシストロビン	0.06	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その2）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 冷凍	ホウレンソウ	台湾	イミダクロプリド	0.12	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ホウレンソウ	中国	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ホウレンソウ	中国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	芽キャベツ	ベルギー	ジフェノコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	キウイ	ニュージーランド	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	キウイ	ニュージーランド	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	オーストラリア	イミダクロプリド	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	オーストラリア	クロルピリホス	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	オーストラリア	クロルピリホス	0.17	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	クロルピリホス	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	クロルピリホス	0.27	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	クロルピリホス	0.11	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	ピリダベン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	ピリプロキシフェン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	ブプロフェジン	0.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	メチダチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	フェンプロパトリン	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	ザクロ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ビフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	アセタミプリド	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テトラコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テトラコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テトラコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テトラコナゾール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テトラコナゾール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.05	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.45	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.36	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.36	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.39	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.49	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロチアニジン	0.37	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.16	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	チオジカルブ [®] 及びメソミル	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	テトラコナゾール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピリメタニル	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピリメタニル	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.25	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.28	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ミクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ピリメタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.23	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	チリ	アゾキシストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	チリ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	チリ	ボスカリド	0.25	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	チリ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	アゾキシストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	アゾキシストロビン	0.17	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	ブプロフェジン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	イミダクロプリド	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	シハロトリン	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	ピラクロストロビン	0.19	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンダリン	オーストラリア	イマザリル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	クロルピリホス	0.1	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その4)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	レモン	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	アセタミブリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	ピリダベン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	アセタミブリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	アセタミブリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	アセタミブリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	アメリカ	シハロトリン	0.08	市場衛生検査所
果実 冷凍	チェリー	アメリカ	テブコナゾール	0.12	市場衛生検査所
果実 冷凍	チェリー	チリ	テブコナゾール	0.11	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	テブコナゾール	0.37	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	ピリメタニル	0.26	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	ピリメタニル	0.36	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	アメリカ	フェンプロパトリン	0.3	市場衛生検査所
果実 冷凍	チェリー	アメリカ	フルジオキシニル	0.05	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブドウ	チリ	アセタミブリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.13	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.43	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピリメタニル	1.24	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブドウ	チリ	フルジオキシニル	0.61	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.01	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.02	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブドウ	チリ	フェンプロパトリン	0.01	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	チオジカルブ及びメソミル	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	チオジカルブ及びメソミル	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.09	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.09	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.19	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.47	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	チリ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	メキシコ	ビフェントリン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	マンゴー	台湾	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 乾燥	アンズ	トルコ	臭素	3	健康安全研究センター
果実 乾燥	アンズ	トルコ	臭素	8	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	トルコ	臭素	10	健康安全研究センター
果実 乾燥	デーツ	イラン	臭素	7	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その5）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 乾燥	バナナ	タイ	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲンマメ	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	レンズマメ	インド	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	臭素	1	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	トウモロコシ	アメリカ	ピリミホスメチル	0.02	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	トウモロコシ	アメリカ	臭素	5	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	トウモロコシ	フランス	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	ホワイトソルガム	アメリカ	臭素	4	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	イギリス	臭素	4	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	ドイツ	臭素	3	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	大麦	オーストラリア	臭素	6	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	麦芽	イギリス	臭素	4	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	麦芽	カナダ	臭素	1	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	麦芽	カナダ	臭素	3	健康安全研究センター
その他	果実加工品	コロンビア	ジメトエート	0.02	健康安全研究センター
その他	野菜加工品	ベトナム	アセフェート	0.01	健康安全研究センター

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	原産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	ショウガ	中国	チアメトキサム 0.02	0.01 (一律基準)	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	ピラクロストロビン 0.19	0.05	健康安全研究センター
			シハロトリン 1.1	0.5	

*平成 31 年 3 月時点

第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成30年度の結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*

パパイヤ、パレイショ加工品（マッシュドポテト等）、米加工品（米粉、ビーフン等）、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンフラワー、コーンスープ等）

(2) 食品表示法に基づく定性検査及び定量検査

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照。

* 安全性未審査の遺伝子組換え食品であるパパイヤ（PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN）、パレイショ加工品（F10、J3）、米加工品（63Bt、NNBt、CpTI）、とうもろこし及びその加工品（CBH351（スターリンク）、Bt10）が含まれているかどうかを確認する検査。

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

平成30年4月から平成31年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-7）

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、パレイショ加工品、米加工品、とうもろこし及びその加工品、計66検体から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能 ^{※1}
とうもろこし		10	10		
パパイヤ		4	4		
パレイショ加工品	マッシュドポテト	2	2		
	その他のパレイショ加工品	2	2		
米加工品	米粉	6	6		
	その他の米加工品	2	2		
とうもろこし加工品	スナック菓子	3	3		
	スイートコーン	21	21		
	コーンスープ	15	15		
	ポップコーン	1	1		
合計		66	66	0	0

※1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-8 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	残品の措置
魚介類	729	0	0					
魚介類加工品	312	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	174	0	0					
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	57	0	0					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	814	2	0.25	冷凍バナメイ エビ	ベトナム	食品表示法 第5条違反	添加物表示なし	違反通報
生食用 冷凍鮮魚介類	2	0	0					
肉・卵類及び その加工品	5129	0	0					
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	0	—					
乳製品	487	0	0					
乳類加工品	1	0	0					
アイスクリーム類・ 氷菓	0	0	—					
穀類及び その加工品	631	0	0					
野菜類・果物及び その加工品	7895	2	0.03	ショウガ	中国	食品衛生法 第11条第3項	農薬の一律基準違反	答申書徴収 違反通報
菓子類	1253	1	0.08	スナック菓子	パキスタン	食品衛生法 第10条	指定外添加物	違反通報
清涼飲料水	123	0	0					
酒精飲料	225	1	0.44	ワイン	スペイン	食品表示法 第5条違反	添加物表示なし	答申書徴収 違反通報
氷雪	0	0	—					
水	2	0	0					
缶詰・びん詰	2190	2	0.09	ハラペーニョベ ツパーの酢漬け	メキシコ	食品衛生法 第11条第2項	添加物の使用基準違反	販売禁止命令
調味料	378	4	1.06	チリソース	ベトナム	食品衛生法 第11条第2項	添加物の使用基準違反	違反通報
そうざい類及び その半製品	149	0	0					
上記以外の食品	329	0	0					
添加物及び その製剤	1	0	0					
その他添加物	0	0	—					
器具及び容器包装	17	0	0					
おもちゃ	0	0	—					
合計	20898	12	0.06					

—:検査なし

表 2-4-9 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
加熱後摂取凍結前未加熱冷凍食品	冷凍バナナメイエビ	食品表示法第5条違反	添加物表示なし	エリソルビン酸 0.18 g/kg 検出	健康安全研究センター	ベトナム
加熱後摂取凍結前未加熱冷凍食品	冷凍バナナメイエビ	食品表示法第5条違反	添加物表示なし	エリソルビン酸 0.31 g/kg 検出	健康安全研究センター	ベトナム
野菜類・果物及びその加工品	ショウガ	食品衛生法第11条3項	農薬の一律基準違反	チアマトキサム 0.02 ppm 検出	健康安全研究センター	中国
野菜類・果物及びその加工品	マンゴー	食品衛生法第11条2項	農薬の残留基準違反	ピラクロストロビン 0.19 ppm 検出 シハロトリン 1.1 ppm 検出	健康安全研究センター	メキシコ
菓子類	スナック菓子	食品衛生法第10条	指定外添加物使用	TBHQ (tert-ブチルヒドロキノン) 0.010 g/kg 検出	健康安全研究センター	パキスタン
酒精飲料	ワイン	食品表示法第5条違反	添加物表示なし	食用赤色 40号及び食用青色 1号 検出	健康安全研究センター	スペイン
缶詰・びん詰	ハラペーニョペッパーの酢漬け	食品衛生法第11条第2項	添加物の使用基準違反	安息香酸 0.45 g/kg 検出	新宿区	メキシコ
缶詰・びん詰	アンパレラ塩漬け	食品表示法第5条違反	添加物表示なし	アセスルフアムカリウム 0.19 g/kg 検出	中野区	ベトナム
調味料	チリソース	食品衛生法第11条2項	添加物の使用基準違反	安息香酸 0.41 g/kg 検出	新宿区	ベトナム
調味料	チリソース	食品衛生法第11条2項	添加物の使用基準違反	安息香酸 0.41 g/kg 検出	新宿区	ベトナム
調味料	チリソース	食品衛生法第11条2項	添加物の使用基準違反	安息香酸 0.41 g/kg 検出	新宿区	ベトナム
調味料	スイートチリソース	食品衛生法第10条	指定外添加物使用	サイクラミン酸 0.02 g/kg 検出	世田谷区	タイ
		食品衛生法第11条2項	添加物の使用基準違反	安息香酸 0.01 g/kg 検出		

第5節 食品中の放射性物質対策

第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

平成30年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

1 実施期間

平成30年4月から平成31年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所

4 実施対象施設

デパート、スーパー等

5 検査対象食品

生鮮食品、加工食品

6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり。

した。その結果、基準値を超える食品はなかった。

1200品目の食品について放射性物質検査を実施

表2-5-1 平成30年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分 (Bq/kg)				
	国産	輸入	0~25	26~50	51~75	76~100	100 超え
野菜・果実及びその加工品	207	49					
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	213	11			1		
肉類・卵類及びその加工品	69	5					
水産物及びその加工品	200	15	1				
乳製品	110	5					
その他の加工品（複合食品等）	81	15					
牛乳類	125	0					
乳児用食品	33	0					
飲料水	62	0					
合計	1,100	100	1		1		

第2 都内と畜牛肉の放射性物質検査

中央卸売市場と協力し、平成23年12月7日から、都立芝浦と場々と畜した牛について検査を開始し、同年12月23日から、全頭検査を実施した。平成30年度は86,909頭について検査を実施した。その結果、基準値を超える放射性セシウムを検出したものはなかった。

<参考>都内産の農林水産物等に関する検査

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(平成30年度)

	検査検体数	基準値を 超えた検体数
農産物	93	0
水産物	43	0
原乳	6	0
合計	142	0

第6節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に1施設、多摩地域に5施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導担当及び管轄保健所が、島しょ地域においては島

しょ保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量（単位：k0）（平成30年度）

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	52,868	18,215	-	3,357

第2 健康安全研究センターハサップ指導担当

健康安全研究センターハサップ指導担当では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

平成30年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-6-2のとおりである。また、検査については、表2-6-3及び表2-6-4のとおりである。

表2-6-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況（平成31年3月末現在）

品目	牛乳	脱脂乳	アイスクリーム	発酵乳	乳酸菌飲料	乳飲料
承認数	4	2	0	0	2	2

表2-6-3 牛乳等の成分規格等検査（健康安全研究センター搬入分）（平成30年度）

	総数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	190	1,758	0	59	762	0	131	996	0
生乳	30	480	0	30	480	0			
製品	牛乳	20	160	0	20	160	0		
	成分調整牛乳								
	低脂肪牛乳	1	8	0	1	8	0		
	加工乳								
	クリーム								
	乳飲料	13	180	0				13	180
	アイスクリーム類								
	ナチュラルチーズ	5	73	0				5	73
	プロセスチーズ								
	バター								
	調製粉乳	6	108	0				6	108
	発酵乳	10	110	0				10	110
	乳酸菌飲料	2	20	0				2	20
	乳主原	7	105	0				7	105
	氷菓								
	清涼飲料水	8	114	0	8	114	0		
	菓子類	9	139	0				9	139
その他	7	114	0				7	114	
小計	88	1,131	0	29	282	0	59	849	
その他	容器包装								
	その他	72	147	0				72	147
小計	72	147	0				72	147	

表 2-6-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導担当実施分）

（平成 30 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	112	457	43	166	0	55	253	0	14	38	
生乳	4	8							4	8	
製品	牛乳	57	227	22	82	0	25	115	0	10	30
	成分調整牛乳										
	低脂肪牛乳	2	9	1	4	0	1	5	0		
	加工乳										
	クリーム										
	乳飲料	24	107	13	52	0	11	55	0		
	発酵乳	10	40				10	40	0		
	乳酸菌飲料	2	8				2	8	0		
	乳主原										
	氷菓										
	清涼飲料水	13	58	7	28	0	6	30	0		
	菓子類										
	その他										
小計	108	449	43	166	0	55	253	0	10	30	
その他											

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 30 年度の検査結果は、表 2-6-5 のとおりである。

表 2-6-5 生乳における残留農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	平成 30 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
残留農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT ^{※1}	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン ^{※2}	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン ^{※2}	30	0	0	0.004
	スルファジミジン ^{※2}	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※1 p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※2 簡易法にて実施

第7節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内3と畜場（うち、島しょ2施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島及び八丈島の各島に2と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成30年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査を実施してきたが、平成25年6月に省令が改正され、平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48ヶ月齢を超える牛となった。その後、平成29年2月の省令改正により平成29年4月1日から、と畜場における健康牛に係るBSE検査は廃止された。この改正に伴い同年4月1日以降、都では、24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査においてと畜検査員が必要と判断した牛を対象としてBSEスクリーニング検査を実施している。

また、めん羊及び山羊については、12ヶ月齢以上の個体について伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査を実施してきたが、伝達性海綿状脳症検査実施要

領の改正により、平成28年6月1日から、月齢に関わらず、生体検査においてTSEを疑うような臨床症状を示す場合に、TSEスクリーニング検査を実施している。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、豊洲市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場（9市場）及び、地方卸売市場（1市場）を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成30年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省（現厚生労働省）通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

平成30年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[平成30年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 7月28日 実技試験 7月30日から8月3日まで
受験申込み者数	224名
合格者数	106名
合格率	49.5%
免許証交付数	131名 (条例制定以来、平成30年度末までの免許証交付数21,535件)

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び平成 30 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 23 年度		254, 226	89, 164	-	16	165, 032	-	14
平成 24 年度		275, 999	94, 325	-	-	181, 665	-	9
平成 25 年度		322, 202	97, 031	-	-	225, 161	-	10
平成 26 年度		321, 116	98, 997	-	1	222, 100	-	18
平成 27 年度		303, 059	93, 275	-	3	209, 778	-	3
平成 28 年度		289, 112	88, 309	-	-	200, 798	-	5
平成 29 年度		276, 798	88, 462	-	-	188, 333	-	3
平成 30 年度		281, 468	86, 908	-	1	194, 556	-	3
平成 30 年度と畜 場別内訳	芝 浦	281, 465	86, 908	-	1	194, 556	-	-
	新 島	-	-	-	-	-	-	-
	八丈町	3	-	-	-	-	-	3

表2-7-2 平成30年度と畜検査数及び分類数

畜種	検査頭数	処分内容	病名 / 処分実頭数	疾病別頭数																	合計									
				細菌病							ウイルスリケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病												
				炭疽	豚丹毒症	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症による汚染	変性又は萎縮	その他		
牛	86,908	とさつ禁止 全部廃棄	92	-	-	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	2	9	5	2	-	*	-	-	72	92
こ牛	1	とさつ禁止	65,176	-	-	-	-	-	*	20	-	*	-	-	-	-	65	2	*	*	*	-	5,576	16	*	52,646	22,467	3,060	83,852	
		全部廃棄 一部廃棄	1	-	-	-	-	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	1	-	2
馬	-	とさつ禁止 全部廃棄 一部廃棄	-	-	-	-	-	*	*	-	*	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚	194,556	とさつ禁止 全部廃棄 一部廃棄	100	-	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	12	8	-	28	4	-	-	-	-	100	
めん羊	-	とさつ禁止	118,980	-	*	*	-	*	*	-	*	*	-	-	-	-	-	-	*	*	*	-	885	5	*	116,905	2,882	1,577	122,254	
		全部廃棄 一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山羊	3	とさつ禁止 全部廃棄 一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	281,468	とさつ禁止 全部廃棄 一部廃棄	192	-	9	1	-	-	-	20	-	*	-	-	-	-	65	2	38	14	17	5	30	6	*	169,552	25,350	4,637	206,108	

*：畜種が特定される疾病又は処分内容が法令に定められているため、当該欄に計上されないもの

表 2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（平成30年度）※以降、平成30年10月6日までの築地の実績を含む。

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,231	228,893	4,305	253	0	0	255
豊洲*	1,257	183,315	2,183	175	0	0	177
大田	618	29,617	1,064	39	0	0	39
足立	356	15,961	1,058	39	0	0	39

* 対象業態数は豊洲の数

区分	検査件数	検査		普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
		内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	47,061	19,635	27,426	180	4,925	55	1390	131
豊洲*	21,261	6,726	14,895	50	1,764	41	1,136	32
大田	14,587	7,743	6,884	70	1,939	7	163	26
足立	10,853	5,166	5,687	60	1,222	7	91	73

* 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-7-4 検査対象品目別検査数

(平成30年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検 体 数			4,305	920	172	363	142	2708
検 査 件 数			47,091	4,914	3686	13543	932	23,986
生物学的検査	細菌数		2,878	235	158	100	24	2,361
	大腸菌群		2,758	164	158	100	24	2,312
	大腸菌		2,817	235	158	90	24	2,310
	黄色ブドウ球菌		3,112	187	176	100	24	2,625
	腸炎ビブリオ		2,792	235	117	84	2	2,354
	その他ビブリオ		5,538	470	234	168	4	4,662
	サルモネラ		3,353	187	176	90	254	2,646
	セレウス菌		2,748	187	158	100	24	2,279
	腸管出血性大腸菌		600	336	42	174	—	48
	ノロウイルス		134	116	—	—	—	18
	抗菌性物質		—	—	—	—	—	—
	寄生虫・寄生虫卵		—	—	—	—	—	—
	T.T.C.テスト		—	—	—	—	—	—
	その他		720	192	—	—	—	504
小 計			27,450	2,544	1,377	1,006	380	22,119
理化学的検査	保存料		3,278	840	824	768	200	646
	殺菌料		62	—	62	—	—	—
	漂白剤		278	3	102	104	2	67
	着色料		3,116	—	1,100	1,031	300	685

理化学的検査	甘味料	823	210	206	182	50	175	
	発色剤	17	—	15	—	—	2	
	リン酸	18	—	—	18	—	—	
	防カビ剤	197	—	—	178	—	19	
	残留農薬	10,567	215	—	10,109	—	243	
	P C B	100	100	—	—	—	—	
	重金属	水銀	469	457	—	—	—	12
		その他	—	—	—	—	—	—
	放射能	90	45	—	33	—	12	
	硝酸・亜硝酸	96	—	—	96	—	—	
	動物用医薬品	311	309	—	—	—	2	
	その他	213	191	0	18	—	4	
	小計	19,635	2,370	2,309	12,537	552	1,867	

表2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置

(平成30年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検体数		4,305	920	172	363	142	2708
	検査件数		47,091	4,914	3686	13543	932	23,986
	不良検体数		253	7	11	3	—	232
不利益処分件数	営業禁停止		—	—	—	—	—	—
	販売禁止		—	—	—	—	—	—
	廃棄		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	数量(kg)		—	—	—	—	—	—
廃棄数量	命令に基づく廃棄		—	—	—	—	—	—
	命令廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
措置件数	注意・指導		253	7	11	3	—	232
	始末書		—	—	—	—	—	—
	返品		—	—	—	—	—	—
	違反通報等		1	—	1	—	—	—

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はなく、食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）は283施設ある。そのうち、23施設は東京都が管轄しており、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約12.2万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

平成30年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成30年度）

処理羽数		122,713	
基準適合羽数		122,627	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)		全部廃棄	17
		一部廃棄	69
		小計	86
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	-
	体表の基準	全部廃棄	17
		一部廃棄	46
	体壁内側の基準	廃棄	-
	内臓の基準	当該臓器廃棄	19
内臓全部廃棄		4	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成30年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	-	-	-	-	-
南多摩	-	-	-	-	-
多摩立川	5	5	18	1	2
多摩府中	10	14	49	6	23
多摩小平	6	9	14	-	-
島しょ	2	2	6	-	-
健康安全研究センター	(2)	(2)	57	(2)	57
東京都計	23	30	144	7	82
《参考》特別区計	257		286	34	37
《参考》八王子市	3		7	-	-
《参考》町田市	-		-	-	-

注 () 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（平成30年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	92	70	21	70
検査項目数	429	1,400	168	210

第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわらず、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

- (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳（表2-8-1）

イ 検査結果

総水銀については、合計419検体を検査した結果、最大値1.69ppm、最小値定量下限値未満であった。また、メチル水銀については、96検体について検査を行い、その結果は、最大値1.10ppm、最小値0.11ppmであった（表2-8-2）。平成30年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体はクロムツ3検体（静岡県、高知県、鹿児島県産）、ハチジョウアカムツ1検体（東京都産）、マトウダイ1検体（千葉県産）及びメダイ1検体（高知県産）であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、スズキ1検体（東京都産）、クロムツ8検体（長崎県産）及びユメカサゴ16検体（長崎県産）であった。

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳（平成30年度）

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	110	340
	貝	21	59
	小計	131	399
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		131	419

〔参考〕 都が行っている自主規制措置（平成31年3月現在）

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	S48.7.12	
スズキ	東京湾産	S48.7.12	S50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	S48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	S48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	S49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	S50.4.17	S50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	S50.4.17	S51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	S50.4.17	S51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	S50.4.17	S52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	S50.9.03	S54.09.10 体長20cm以下解除

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成30年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	4	4	0.40	0.12	0.21	1	1	0.24	0.24	0.24	北海道、岩手
2	アオダイ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	東京
3	アオハタ	2	2	0.21	0.21	0.21	0	0	-	-	-	長崎
4	アオリイカ	3	3	0.14	0.04	0.09	0	0	-	-	-	三重、香川、タイ
5	アカアマダイ	6	6	0.31	0.12	0.20	1	1	0.16	0.16	0.16	青森、新潟、福井、島根、福岡、鹿児島
6	アカイカ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	青森
7	アカカマス	3	3	0.23	0.08	0.16	0	0	-	-	-	千葉、静岡、大分
8	アカガレイ	1	1	0.24	0.24	0.24	0	0	-	-	-	北海道
9	アカシタビラメ	3	3	0.08	0.03	0.05	0	0	-	-	-	三重、愛媛、ベトナム
10	アカハタ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	-	-	-	熊本
11	アカムツ	3	3	0.37	0.19	0.30	2	2	0.28	0.19	0.24	長崎、韓国
12	アカメバル	2	2	0.13	0.08	0.11	0	0	-	-	-	青森、新潟
13	アラスカメヌケ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	アメリカ
14	イイダコ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	ベトナム
15	イサキ	7	7	0.32	0.05	0.13	1	1	0.19	0.19	0.19	島根、山口、愛媛、長崎、熊本、大分
16	イシガレイ	2	2	0.14	0.12	0.13	0	0	-	-	-	青森、茨城
17	イシダイ	2	2	0.20	0.14	0.17	0	0	-	-	-	長崎
18	イトヨリダイ	3	3	0.27	0.11	0.19	0	0	-	-	-	愛媛、長崎
19	イボダイ	2	2	0.03	0.01	0.02	0	0	-	-	-	神奈川、兵庫
20	イワシクジラ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	-	-	-	北西太平洋
21	ウシエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	インドネシア
22	ウスメバル	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	-	-	-	青森、石川
23	オニカサゴ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	長崎
24	カサゴ	3	3	0.34	0.11	0.19	1	1	0.21	0.21	0.21	宮城、長崎、宮崎
25	カツオ	5	5	0.32	0.17	0.27	3	3	0.19	0.13	0.16	岩手、宮城、千葉、三重
26	カラスガレイ	2	2	0.17	0.06	0.12	0	0	-	-	-	ロシア
27	カワハギ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	島根
28	カンパチ	6	6	0.17	0.08	0.13	0	0	-	-	-	長崎、宮崎、鹿児島
29	キアンコウ	2	2	0.19	0.15	0.17	0	0	-	-	-	北海道
30	キチジ	3	3	0.25	0.18	0.21	0	0	-	-	-	北海道、岩手
31	キハダ	1	1	0.32	0.32	0.32	1	1	0.18	0.18	0.18	南アフリカ
32	ギンザケ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	チリ
33	キンメダイ	6	6	1.22	0.41	0.80	6	6	0.88	0.24	0.55	千葉、東京、静岡、高知、ニュージーランド
34	クエ	1	1	0.32	0.32	0.32	1	1	0.21	0.21	0.21	山口
35	クマエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	兵庫
36	クルマエビ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	鹿児島
37	クロウシノシタ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	千葉
38	クロソイ	3	3	0.15	0.11	0.13	0	0	-	-	-	北海道、青森
39	クロダイ	4	4	0.29	0.05	0.16	0	0	-	-	-	千葉、愛知、三重、香川
40	クロマグロ	3	3	0.70	0.08	0.37	2	2	0.39	0.11	0.25	山口、長崎、アメリカ
41	クロムツ	25	25	0.76	0.18	0.43	18	18	0.53	0.20	0.33	東京、静岡、高知、長崎、鹿児島
42	ケンサキイカ	2	2	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	福岡、長崎
43	コウイカ	3	3	0.06	0.04	0.05	0	0	-	-	-	長崎、大分、タイ
44	コノシロ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	-	-	-	千葉
45	ゴマサバ	4	4	0.25	0.14	0.20	0	0	-	-	-	青森、宮城、千葉、富山
46	サワラ	5	4	0.06	ND	0.04	0	0	-	-	-	岩手、千葉、韓国
47	サンマ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	北海道
48	シイラ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	千葉
49	シバエビ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	中国
50	シマアジ	6	6	0.33	0.08	0.22	2	2	0.24	0.20	0.22	愛媛、高知、大分
51	シルバー	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	ニュージーランド
52	シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	インド
53	シロギス	3	3	0.09	0.01	0.05	0	0	-	-	-	三重、岡山、タイ

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成30年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
54	シログチ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	三重
55	スズキ	20	20	0.49	0.05	0.22	10	10	0.39	0.08	0.21	神奈川、千葉、東京、石川、愛媛
56	スルメイカ	5	5	0.06	0.02	0.04	0	0	-	-	-	青森、石川、中国
57	ズワイガニ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	ベトナム
58	ソデイカ	1	1	0.24	0.24	0.24	0	0	-	-	-	沖縄
59	タイセイヨウサバ	3	3	0.06	0.04	0.05	0	0	-	-	-	ノルウェー
60	タカベ	2	2	0.07	0.06	0.07	0	0	-	-	-	東京、鹿児島
61	タチウオ	3	3	0.36	0.09	0.18	1	1	0.25	0.25	0.25	徳島、鹿児島、パキスタン
62	チダイ	3	3	0.17	0.04	0.09	0	0	-	-	-	兵庫、山口、鹿児島
63	トビウオ	3	3	0.07	0.03	0.05	0	0	-	-	-	静岡、三重
64	ナイルアカメ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	-	-	-	ウガンダ
65	ナガスクジラ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	-	-	-	アイスランド
66	ニシン	2	2	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	北海道
67	バス	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	ベトナム
68	ハタハタ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	北海道
69	ハチジョウアカムツ	1	1	0.63	0.63	0.63	1	1	0.44	0.44	0.44	東京
70	ババガレイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	北海道
71	ハマダイ	2	2	0.19	0.14	0.17	0	0	-	-	-	東京、鹿児島
72	ハモ	4	4	0.18	0.13	0.15	0	0	-	-	-	兵庫、山口、愛媛
73	ヒラマサ	4	4	0.36	0.03	0.15	1	1	0.17	0.17	0.17	長崎、鹿児島
74	ヒラメ	6	6	0.15	0.05	0.10	0	0	-	-	-	宮城、福島、大分、韓国
75	ブリ	8	8	0.26	0.10	0.17	0	0	-	-	-	石川、広島、愛媛、高知、鹿児島
76	ホウボウ	3	3	0.24	0.02	0.13	0	0	-	-	-	千葉、長崎
77	ボタンエビ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	北海道
78	ホッケ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	-	-	-	北海道
79	ホッコクアカエビ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	北海道
80	ボラ	2	1	0.04	ND	0.04	0	0	-	-	-	千葉、大阪
81	マアジ	8	8	0.21	0.02	0.07	0	0	-	-	-	宮城、神奈川、三重、長崎、大分、鹿児島、ニュージーランド
82	マアナゴ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	韓国
83	マイワシ	6	6	0.04	0.02	0.02	0	0	-	-	-	北海道、岩手、宮城、石川、鳥取
84	マコガレイ	4	3	0.09	ND	0.06	0	0	-	-	-	岩手、福島、千葉
85	マゴチ	4	4	0.46	0.16	0.25	1	1	0.28	0.28	0.28	千葉、大分
86	マサバ	9	9	0.33	0.09	0.20	1	1	0.24	0.24	0.24	岩手、宮城、千葉、石川、和歌山、鳥取、大分
87	マダイ	6	6	0.37	0.17	0.22	1	1	0.21	0.21	0.21	愛知、愛媛、大分
88	マダコ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	新潟
89	マダラ	2	2	0.30	0.22	0.26	1	1	0.23	0.23	0.23	岩手
90	マトウダイ	2	2	0.53	0.25	0.39	1	1	0.33	0.33	0.33	青森、千葉
91	マナガツオ	2	2	0.17	0.01	0.09	0	0	-	-	-	島根、香川
92	マハゼ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	中国
93	マハタ	3	3	0.30	0.17	0.21	1	1	0.17	0.17	0.17	三重、愛媛
94	マボヤ	3	1	0.04	ND	0.04	0	0	-	-	-	岩手、宮城
95	ミナミマグロ	3	3	0.79	0.72	0.75	3	3	0.46	0.38	0.41	南アフリカ、オーストラリア、大西洋
96	ミンククジラ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	南氷洋
97	ムツ	10	10	0.38	0.11	0.26	10	10	0.26	0.09	0.19	静岡
98	メカジキ	1	1	1.24	1.24	1.24	1	1	0.75	0.75	0.75	インド洋
99	メジナ	2	2	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	神奈川、鹿児島
100	メダイ	2	2	1.04	0.13	0.58	1	1	0.67	0.67	0.67	静岡、高知
101	メバチ	3	3	1.69	0.67	1.26	3	3	1.10	0.37	0.75	タンザニア、大西洋、太平洋
102	ヤリイカ	3	3	0.04	0.01	0.03	0	0	-	-	-	青森、島根、ベトナム
103	ユメカサゴ	20	20	1.15	0.31	0.61	20	20	0.87	0.23	0.46	長崎
小計		331	320				96	96				

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成30年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	4	3	0.11	ND	0.06	0	0	-	-	-	中国
2	アサリ	5	5	0.06	0.01	0.03	0	0	-	-	-	千葉、静岡、熊本、中国
3	イワガキ	4	4	0.05	0.01	0.03	0	0	-	-	-	千葉、富山、福井、京都
4	ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	愛知
5	ウバガイ	3	3	0.05	0.02	0.03	0	0	-	-	-	北海道
6	エゾアワビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	韓国
7	エゾバイ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	-	-	-	北海道
8	エゾボラ	2	1	0.08	ND	0.08	0	0	-	-	-	北海道、ロシア
9	サザエ	2	2	0.06	0.01	0.04	0	0	-	-	-	千葉、新潟
10	サラガイ	3	3	0.05	0.01	0.03	0	0	-	-	-	北海道
11	タイラギ	5	3	0.05	ND	0.02	0	0	-	-	-	愛知
12	ナミガイ	2	2	0.04	0.01	0.03	0	0	-	-	-	千葉、愛知
13	バカガイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	北海道
14	ハマグリ	5	2	0.01	ND	0.01	0	0	-	-	-	茨城、千葉、三重
15	ホタテガイ	5	3	0.06	ND	0.03	0	0	-	-	-	北海道、青森、岩手、宮城
16	ホンビノスガイ	3	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	千葉
17	マガキ	6	4	0.03	ND	0.02	0	0	-	-	-	北海道、岩手、三重
18	ミルカイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	愛知
19	ムラサキイガイ	3	1	0.01	ND	0.01	0	0	-	-	-	青森、宮城、広島
20	モエギイガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	ニュージーランド
21	ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	北海道
小計		59	40				0	0				
淡水魚												
1	アユ	2	2	0.21	0.12	0.17	0	0	-	-	-	岐阜、静岡
2	イワナ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	宮城
3	コイ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	群馬
4	サクラマス	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	北海道
5	サケ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	三陸沖
6	ニジマス	2	2	0.12	0.01	0.07	0	0	-	-	-	静岡、チリ
7	ワカサギ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	中国
小計		9	9				0	0				
魚介類加工品		20	20	0.70	0.01	0.12	0	0				
総計		419	389				96	96				

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB調査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB調査結果

(平成30年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	78	18	0.21	ND	0.03
	内海内湾魚介類	3.0	218	58	0.22	ND	0.04
	小計	—	296	76			
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	—	
乳製品 (チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	—	
食肉	牛肉	0.5	4	0	ND	ND	—
	豚肉		4	0	ND	ND	—
	鶏肉		4	0	ND	ND	—
	牛肝臓		4	0	ND	ND	—
	豚肝臓		4	0	ND	ND	—
	鶏肝臓等		4	0	ND	ND	—
	小計		—	24	0		
卵類	0.2	16	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	10	0	ND	ND	—	
その他	魚介類加工品等	—	60	10	0.05	ND	0.02
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	18	0	ND	ND	—
総計	—	456	86				

注1:NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2:平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(平成30年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アカイカ	1	0	ND	ND	-	青森
2		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
3		アカシタビラメ	3	1	0.01	ND	0.01	三重、愛媛、ベトナム
4		アラスカメヌケ	1	1	0.01	0.01	0.01	アメリカ
5		アンコウ	1	0	ND	ND	-	北海道
6		イシガレイ	2	0	ND	ND	-	青森、茨城
7		イワシクジラ	1	1	0.02	0.02	0.02	北西太平洋
8		カツオ	5	0	ND	ND	-	岩手、千葉、三重
9		カラスガレイ	2	1	0.03	ND	0.03	ロシア
10		キチジ	2	1	0.01	ND	0.01	北海道、岩手
11		キハダ	1	0	ND	ND	-	南アフリカ
12		ギンザケ	1	0	ND	ND	-	チリ
13	0.5	クロシタビラメ	1	0	ND	ND	-	千葉
14	ppm	クロマグロ	3	1	0.19	ND	0.19	山口、長崎、アメリカ
15		ゴマサバ	3	0	ND	ND	-	青森、宮城、千葉
16		サケ	1	0	ND	ND	-	三陸沖
17		サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
18	遠洋 沖合 産魚 介類	シイラ	1	0	ND	ND	-	千葉
19		シルバー	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
20		スルメイカ	4	0	ND	ND	-	青森、中国
21		ズワイガニ	1	1	0.01	0.01	0.01	ベトナム
22		ソデイカ	1	0	ND	ND	-	沖縄
23		タイセイヨウサバ	3	1	0.01	ND	0.01	ノルウェー
24		トビウオ	2	0	ND	ND	-	静岡、三重
25		ナガスクジラ	1	1	0.21	0.21	0.21	アイスランド
26		ニシン	1	0	ND	ND	-	北海道
27		ハタハタ	1	0	ND	ND	-	北海道
28		ババガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
29		ヒラメ	5	1	0.02	ND	0.02	宮城、福島、大分、韓国
30		ホッケ	1	1	0.02	0.02	0.02	北海道
31		マイワシ	6	0	ND	ND	-	北海道、岩手、宮城、石川、鳥取
32		マコガレイ	3	1	0.02	ND	0.02	岩手、福島、千葉
33		マサバ	7	2	0.04	ND	0.03	宮城、千葉、石川、和歌山、鳥取
34		マダラ	1	0	ND	ND	-	岩手
35		ミナミマグロ	3	2	0.04	ND	0.03	南アフリカ、オーストラリア、大西洋
36		ミンククジラ	1	0	ND	ND	-	南氷洋
37		メカジキ	1	0	ND	ND	-	インド洋
38		メバチ	3	2	0.03	ND	0.02	タンザニア、大西洋、太平洋
小計			78	18				

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その2)

(平成30年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アイナメ	4	0	ND	ND	-	北海道、岩手
2		アオダイ	1	0	ND	ND	-	東京
3		アオハタ	1	0	ND	ND	-	長崎
4		アオリイカ	3	0	ND	ND	-	三重、香川、タイ
5		アカアマダイ	5	0	ND	ND	-	青森、新潟、福井、島根、鹿児島
6		アカガイ	3	0	ND	ND	-	中国
7		アカカマス	2	2	0.01	0.01	0.01	静岡、大分
8		アカハタ	1	0	ND	ND	-	熊本
9		アカムツ	3	2	0.03	ND	0.02	長崎、韓国
10		アカメバル	2	0	ND	ND	-	青森、新潟
11		アサリ	4	2	0.09	ND	0.06	千葉、静岡、中国
12		アユ	1	0	ND	ND	-	岐阜
13		イイダコ	1	0	ND	ND	-	ベトナム
14		イサキ	5	1	0.02	ND	0.02	島根、山口、愛媛、長崎、大分
15		イシダイ	2	0	ND	ND	-	長崎
16		イトヨリダイ	3	0	ND	ND	-	長崎、愛媛
17		イボダイ	2	1	0.01	ND	0.01	神奈川、兵庫
18	3	イワガキ	4	0	ND	ND	-	千葉、富山、福井、京都
19	ppm	ウスメバル	2	0	ND	ND	-	青森、石川
20		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	愛知
21		ウバガイ	2	0	ND	ND	-	北海道
22		エゾバイ	1	0	ND	ND	-	北海道
23	内	エゾボラ	2	0	ND	ND	-	北海道、ロシア
24	海	オニカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
25	内	カサゴ	2	0	ND	ND	-	長崎、宮崎
26	湾	カワハギ	1	0	ND	ND	-	島根
27	産	カンパチ	3	2	0.03	ND	0.03	長崎、宮崎、鹿児島
28	魚	キンメダイ	4	2	0.02	ND	0.02	東京、千葉、ニュージーランド
29	介	クエ	1	0	ND	ND	-	山口
30	類	クマエビ	1	0	ND	ND	-	兵庫
31		クルマエビ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
32		クロソイ	3	0	ND	ND	-	北海道、青森
33		クロダイ	1	0	ND	ND	-	愛知、愛媛
34		クロムツ	4	1	0.01	ND	0.01	東京、静岡、高知、鹿児島
35		コウイカ	3	0	ND	ND	-	大分、佐賀、タイ
36		コノシロ	2	2	0.02	0.02	0.02	千葉
37		サザエ	2	0	ND	ND	-	千葉、新潟
38		サラガイ	2	1	0.03	ND	0.03	北海道
39		サワラ	4	1	0.01	ND	0.01	岩手、千葉、韓国
40		シマアジ	3	1	0.02	ND	0.02	愛媛、高知
41		シロギス	2	0	ND	ND	-	三重、タイ
42		スズキ	19	12	0.15	ND	0.09	千葉、東京、神奈川、石川、愛媛

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その3)

(平成30年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
43		タイラギ	3	0	ND	ND	-	愛知
44		タカベ	2	0	ND	ND	-	鹿児島、東京
45		タチウオ	3	0	ND	ND	-	徳島、鹿児島、パキスタン
46		チダイ	3	0	ND	ND	-	兵庫、山口、鹿児島
47		テナガエビ	1	0	ND	ND	-	中国
48		ナイルアカメ	1	1	0.01	0.01	0.01	ウガンダ
49		ナミガイ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、愛知
50		ニジマス	1	1	0.04	0.04	0.04	チリ
51		バサ	1	0	ND	ND	-	ベトナム
52		ハマグリ	5	0	ND	ND	-	茨城、千葉、三重
53		ハマダイ	1	0	ND	ND	-	東京
54		ハモ	4	3	0.02	ND	0.01	兵庫、山口、愛媛
55		ヒラマサ	3	0	ND	ND	-	長崎、鹿児島
56		ブドウイカ	1	0	ND	ND	-	福岡
57		ブリ	6	2	0.02	ND	0.02	石川、広島、愛媛、高知、鹿児島
58		ホウボウ	3	0	ND	ND	-	千葉、長崎
59		ホタテガイ	2	1	0.01	ND	0.01	岩手、宮城
60	3	ボタンエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
61	ppm	ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
62		ボラ	2	2	0.15	0.04	0.10	千葉、大阪
63		ホンビノスガイ	3	0	ND	ND	-	千葉
64		マアジ	7	2	0.22	ND	0.15	宮城、神奈川、三重、長崎、大分、鹿児島、ニュージーランド
65	内	マアナゴ	1	0	ND	ND	-	韓国
66	海	マガキ	4	1	0.04	ND	0.04	北海道、岩手
67	内	マゴチ	4	1	0.02	ND	0.02	千葉、大分
68	湾	マダイ	4	1	0.14	ND	0.14	愛知、愛媛、大分
69	産	マダコ	1	0	ND	ND	-	新潟
70	魚	マトウダイ	2	0	ND	ND	-	青森、千葉
71	介	マナガツオ	3	2	0.03	ND	0.03	島根、香川
72	類	マハゼ	1	1	0.02	0.02	0.02	中国
73		マハタ	3	0	ND	ND	-	三重、愛媛
74		マボヤ	2	1	0.04	ND	0.04	岩手、宮城
75		ミルクイ	1	0	ND	ND	-	愛知
76		ムツ	10	5	0.02	ND	0.01	静岡
77		ムラサキイガイ	3	0	ND	ND	-	青森、宮城、広島
78		メジナ	2	1	0.01	ND	0.01	神奈川、鹿児島
79		メダイ	2	0	ND	ND	-	静岡、高知
80		モエギイガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	ニュージーランド
81		ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	-	北海道
82		ヤリイカ	2	0	ND	ND	-	島根、ベトナム
83		ワカサギ	1	1	0.04	0.04	0.04	中国
小計			218	58				
合計			296	76				

注1 NDは定量下限値(0.01ppm)未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 委託検査機関

4 調査結果

TBTOについては、120魚種219検体を調査した結果、最大値0.06ppm、最小値定量下限値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6 μ g/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.93ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロロデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の調査結果

(平成30年度)

物質名		検体数	検出 検体数	検出値(ppm)		
				最大	最小	平均
TPT		179	52	0.07	ND	0.01
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	1	0.002	ND	0.002
	Cis-クロルデン	40	2	0.002	ND	0.002
	オキシクロルデン	40	0	ND	ND	-
	Trans-ノナクロル	40	0	ND	ND	-
	Cis-ノナクロル	40	0	ND	ND	-
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	ND	-
	ディルドリソリン	40	0	ND	ND	-
	エンドリソリン	40	0	ND	ND	-
その他農薬		16	0	ND	ND	-

注1 NDは、定量下限値未満のもの
TPT・その他の農薬:0.01ppm
クロルデン類・ドリソリン類:0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-6 魚介類のT B T O調査結果(その1)

(平成30年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	アナゴ	1	0	ND	ND	-	韓国
2		イサキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
3		カンパチ	6	0	ND	ND	-	愛媛、宮崎、鹿児島
4		シマアジ	6	0	ND	ND	-	愛媛
5		スズキ	3	1	0.06	ND	0.06	愛媛
6		タイセイヨウサケ	2	0	ND	ND	-	ノルウェー
7		ニジマス	1	0	ND	ND	-	静岡
8		ハマチ	3	0	ND	ND	-	静岡、愛媛、鹿児島
9		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
10		ヒラメ	3	0	ND	ND	-	宮城、大分、韓国
11		ブリ	5	0	ND	ND	-	愛媛、高知、鹿児島
12		マサバ	2	0	ND	ND	-	大分、長崎
13		マスノスケ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
14		マダイ	5	0	ND	ND	-	愛媛
15		マハタ	2	0	ND	ND	-	三重
小計			42	1				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	アカガイ	1	0	ND	ND	-	中国
2		アサリ	1	0	ND	ND	-	千葉
3		イワガキ	2	0	ND	ND	-	岩手、京都
4		ウシエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
5		エンアワビ	1	0	ND	ND	-	韓国
6		エンイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	岩手
7		クルマエビ	2	0	ND	ND	-	山口、熊本
8		シマアジ	1	0	ND	ND	-	愛媛
9		シロアシエビ	2	0	ND	ND	-	インドネシア
10		スズキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
11		天使のエビ	1	0	ND	ND	-	ニューカレドニア
12		トコブシ	2	0	ND	ND	-	台湾
13		ハマグリ	3	0	ND	ND	-	三重、中国
14		ヒラマサ	2	0	ND	ND	-	鹿児島
15		ホタテガイ	3	0	ND	ND	-	北海道、青森、岩手
16		ホッケ	1	0	ND	ND	-	北海道
17		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
18		マガキ	4	0	ND	ND	-	岩手、宮城、三重
19		マダイ	2	0	ND	ND	-	愛媛
20		マボヤ	2	0	ND	ND	-	岩手、宮城
21		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	-	宮城
小計			35	0				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	2	0	ND	ND	-	北海道
2		アオハタ	2	0	ND	ND	-	長崎
3		アオリイカ	2	0	ND	ND	-	香川、長崎
4		アカアマダイ	2	0	ND	ND	-	福井、山口
5		アカガイ	2	0	ND	ND	-	中国
6		アカカマス	2	0	ND	ND	-	千葉、静岡
7		アサリ	2	0	ND	ND	-	千葉、静岡
8		アナゴ	2	0	ND	ND	-	福島、茨城
9		イサキ	2	0	ND	ND	-	熊本、大分
10		イトヨリダイ	2	0	ND	ND	-	愛媛、長崎
11		イボダイ	1	0	ND	ND	-	宮崎
12		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	愛知
13		ウバガイ	3	1	0.02	ND	0.02	北海道
14		エンボラ	2	0	ND	ND	-	北海道
15		カサゴ	1	0	ND	ND	-	宮崎
16		キス	1	0	ND	ND	-	鹿児島
17		クロソイ	1	0	ND	ND	-	青森
18		クロダイ	2	0	ND	ND	-	三重、香川
19		クロムツ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
20		ゲンサキイカ	1	1	0.02	0.02	0.02	長崎
21		コノシロ	1	0	ND	ND	-	千葉
22		サクラマス	2	0	ND	ND	-	北海道
23		サザエ	2	0	ND	ND	-	長崎
24		サラガイ	2	0	ND	ND	-	北海道
25		サワラ	1	0	ND	ND	-	岩手
26		シロギス	1	1	0.01	0.01	0.01	岡山
27		シログチ	1	0	ND	ND	-	三重
28		スズキ	12	0	ND	ND	-	千葉、東京、神奈川
29		タイラギ	1	0	ND	ND	-	愛知
30		タチウオ	2	0	ND	ND	-	鹿児島

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(平成30年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
31	III 群	チダイ	2	0	ND	ND	-	静岡、鹿児島
32		ナミガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
33		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	-	東京
34		ハマグリ	1	0	ND	ND	-	千葉
35		ハマダイ	2	0	ND	ND	-	東京
36		ハモ	3	0	ND	ND	-	兵庫、山口
37		ビクトリアアワビ	1	0	ND	ND	-	オーストラリア
38		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	島根
39		ヒラメ	1	0	ND	ND	-	千葉
40		ブリ	2	0	ND	ND	-	高知、鳥取
41		ホウボウ	1	0	ND	ND	-	千葉
42		ホタテガイ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
43		ホタルイカ	1	0	ND	ND	-	富山
44		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
45		マアジ	3	0	ND	ND	-	千葉、長崎、大分
46		マアナゴ	2	0	ND	ND	-	岩手、韓国
47		マイワシ	2	0	ND	ND	-	北海道、石川
48		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	千葉
49		マサバ	3	0	ND	ND	-	千葉、和歌山、福岡
50		マダイ	1	0	ND	ND	-	千葉
51		マダコ	1	0	ND	ND	-	新潟
52		ムツ	10	0	ND	ND	-	静岡
53		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	-	宮城
54	メダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島	
55	メバル	1	0	ND	ND	-	青森	
56	ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	-	北海道	
57	ヤリイカ	1	0	ND	ND	-	茨城	
小計			107	3				
1	IV 群	アイナメ	1	0	ND	ND	-	岩手
2		アオリイカ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
3		アカムツ	1	0	ND	ND	-	岩手
4		イサキ	1	0	ND	ND	-	佐賀
5		カツオ	2	0	ND	ND	-	三重、鹿児島
6		カンパチ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
7		キチジ	2	0	ND	ND	-	北海道、岩手
8		キンメダイ	3	0	ND	ND	-	千葉、静岡
9		クロマグロ	1	0	ND	ND	-	長崎
10		クロムツ	1	0	ND	ND	-	長崎
11		ゴマサバ	2	0	ND	ND	-	千葉、高知
12		サワラ	2	0	ND	ND	-	岩手、三重
13		サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
14		シロギス	1	0	ND	ND	-	福岡
15		タカベ	1	0	ND	ND	-	東京
16		タチウオ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
17		トビウオ	2	0	ND	ND	-	静岡、高知
18		ニシン	1	0	ND	ND	-	北海道
19		ヒラメ	1	0	ND	ND	-	宮城
20		ホウボウ	1	0	ND	ND	-	山口
21	マイワシ	1	0	ND	ND	-	富山	
22	マコガレイ	1	0	ND	ND	-	宮城	
23	マゴチ	1	1	0.04	0.04	0.04	千葉	
24	マサバ	2	1	0.03	ND	0.03	岩手、石川	
25	ミナミマグロ	1	0	ND	ND	-	南アフリカ	
26	メパチ	1	0	ND	ND	-	タンザニア	
27	メバル	1	0	ND	ND	-	新潟	
小計			35	2				
総計			219	6				

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、福祉保健局では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

平成30年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

魚類：ボラ、スズキ、マアナゴ、マコガレイ各8検体
 貝類：アサリ、ホンビノスガイ各3検体
 計38検体

(2) 採取地点

ア 魚 類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場1」という。）、羽田空港北側沿岸（以下「漁場2」という。）
 イ 貝 類：三枚洲、羽田沖

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網、マアナゴはアナゴ筒により、貝類はジョレン等を用いて採集した。なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ及びマコガレイは皮付き）約1kgを、貝類は、むき身約1kgを1検体とした。なお、単一の個体で1kgを確保できない場合は、複数の個体の合計で約1kgとし、1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

表2-8-7のとおり。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表2-8-8のとおり。

ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

(6) 分析方法

ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB

衛生試験法注解(2000)「食品汚染物試験法」に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(イ) TBT、TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA、2003) に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

(ウ) DDT、DDE、DDD、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

生物モニタリング調査マニュアル（環境庁、昭和62年5月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(エ) アルキルフェノール類、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

外因性内分泌かく乱化学物質調査暫定マニュアル(平成10年10月)に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

※添加回収試験の回収率の許容範囲は、化学物質環境実態調査結果の手引き（環境省、平成27年度版）に基づき、標準物質の回収率は70～120%を目安とし、概ね良好な結果を得た。

ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

エ 脂肪含有量

(7) 分析機関

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・

健康安全研究センター

エーテル抽出法

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

分類		項目名	定量下限	
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g	
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他		
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-TCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-TCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-TCDD、その他	0.05 pg/g	
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-TCDD、その他		
		Octa-CDD	0.1 pg/g	
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g	
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他		
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-TCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-TCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-TCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-TCDF、その他	0.05 pg/g	
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-TCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-TCDF、その他		
		Octa-CDF	0.1 pg/g	
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g	
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)		
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)		
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g	
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)		
		7 塩化物		2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目 (内訳)

物質名	内訳	定量下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT	TBT	0.001 ppm
TPT	TPT	0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-t-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

2 調査結果

(1) ダイオキシン類

表 2-8-9（個別検体の検査結果）、表 2-8-10（魚種毎の平均値）のとおりであった（2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が定量下限値未満だった物質は定量下

限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。）。また、これらの経年変化は、図 2-8-1 及び図 2-8-2 のとおりである。

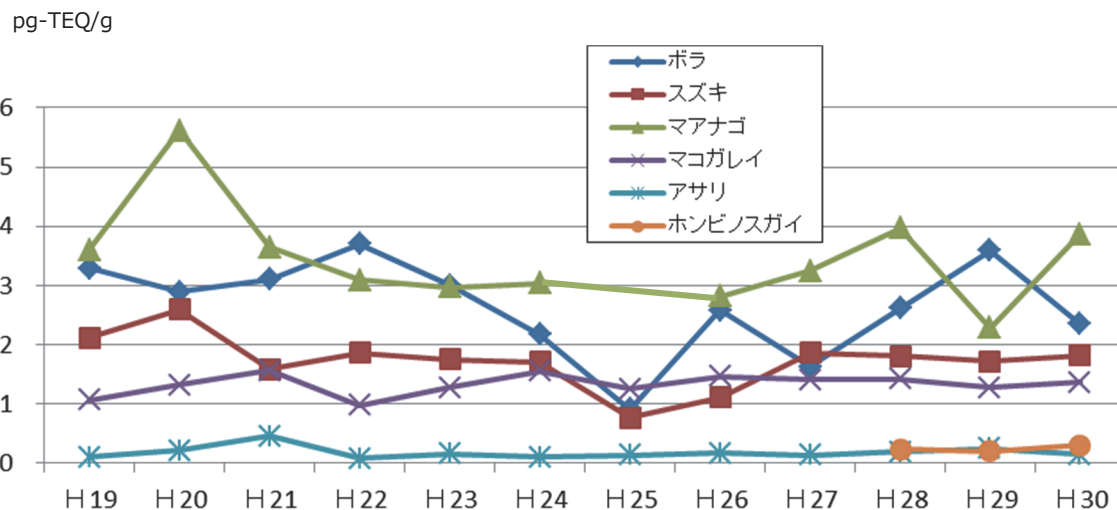


図 2-8-1 東京湾産魚介類の魚種別ダイオキシン類濃度の推移

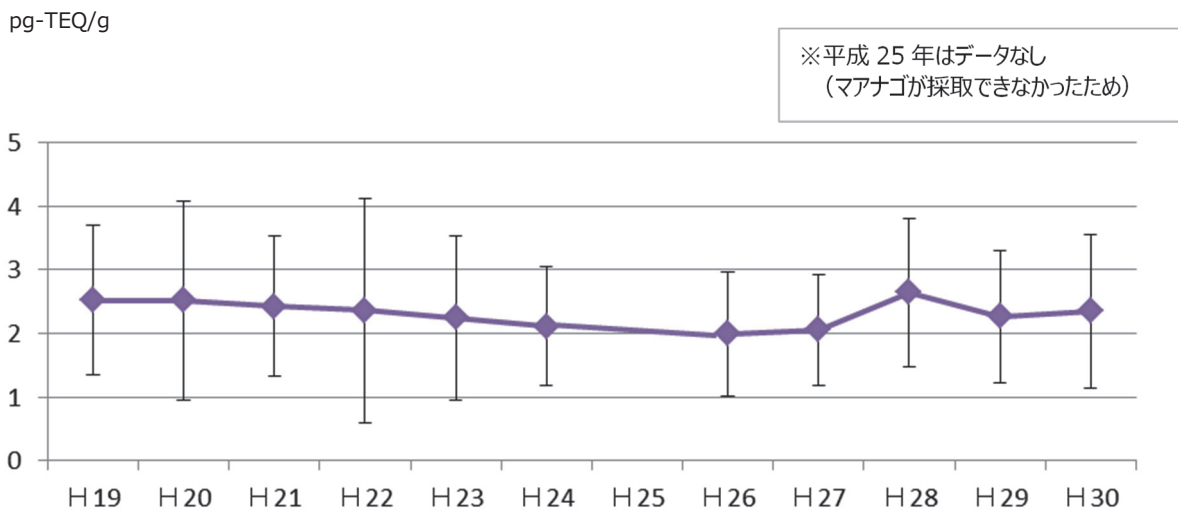


図 2-8-2 東京湾産魚類のダイオキシン類濃度の推移（貝類を除く 4 魚種の平均±SD）

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-11（個別検体の検査結果）、表 2-8-12（魚種毎の平均値）のとおりであった。

3 まとめ

(1) ダイオキシン類

ア 魚類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 2.35 pg-TEQ/g であった。

イ 貝類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 0.22 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。

ウ 「平成 30 年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」(トータルダイエット調査)によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.55 pg-TEQ/kg・bw/day(このうち魚介類由来は0.47 pg-TEQ/kg・bw/day)である。

この平均的な食事に占める内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、これを加熱等の調理を行わず、全て生食で食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類

摂取量(魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。)は、0.83 pg-TEQ/kg・bw/day であった(表 2-8-13)。

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量(0.010 pg-TEQ/kg・bw/day)を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量: 4 pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

この摂取量の経年変化を図 2-8-3 に示す。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量は、緩やかな減少傾向を示している。

表 2-8-13 ダイオキシン類一日摂取量試算値の比較

(単位: pg-TEQ/kg・bw/day)

	都民の平均的な食事からの摂取量 (H30)	本試算による摂取量
食事全体からの摂取量	0.55	0.83^{※1}
④内海内湾産魚類由来	0.06 ^{※1}	0.34 ^{※1}
⑤内海内湾以外の生魚介類・魚介類加工品由来	0.41 ^{※1}	0.41 ^{※1}
⑥魚介類以外の食品群由来	0.08	0.08

※1 摂取量は本試算により推計

※2 内海内湾産魚介類を全て、東京湾産を生食すると仮定して試算

pg-TEQ/kg・bw/day

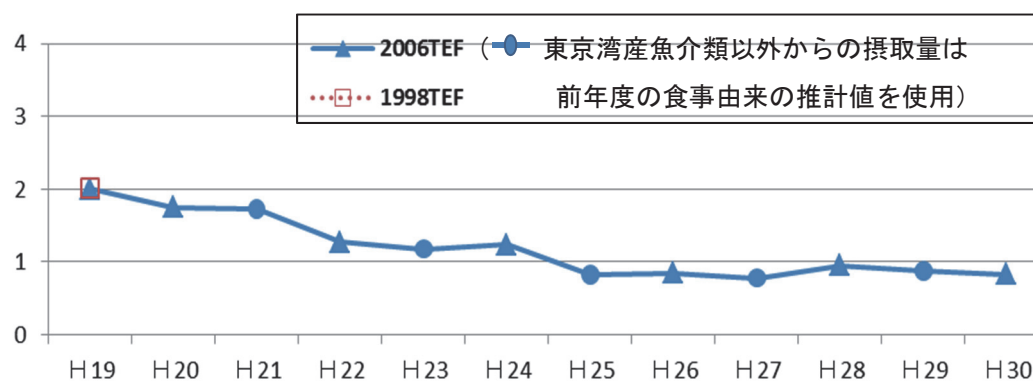


図 2-8-3 東京湾産魚介類喫食時のダイオキシン類一日摂取量試算値の推移

エ 試算方法

(ア)内海内湾魚類と遠洋沖合魚類の摂取量

(農林水産省・平成28年食料需給表)

内海内湾 : 758千トン

遠洋沖合 : 1,880千トン

(イ)都民の魚介類摂取量(一日体重50kg当たり)

魚介類 : 58.6(g/day)

(内訳)生魚介類 : 32.2(g/day) (このうち魚類 : 25.5(g/day))

魚介加工品 : 26.4(g/day)

(ウ)内海内湾魚類の摂取量

$25.5(g/day) \times 758 / (758 + 1,880) \approx 7.3(g/day)$

(エ)内海内湾魚類(東京湾産魚類と仮定)由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$[魚類全体 \cdot 漁場全体のダイオキシン類平均値] \times (ウ) \div [体重50kg] = 2.35(pg-TEQ/g) \times 7.3(g/day) \div 50(kg \cdot bw) = 0.34(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(オ)内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$[トータルグアイエット調査による魚介類由来ダイオキシン類] \times [魚介類全体における内海内湾魚介類以外の魚介類の構成比] = 0.47(pg-TEQ/kg \cdot bw/day) \times (58.6 - 7.3)(g) / 58.6(g) = 0.41(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(カ)魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

$[トータルグアイエット調査による食事由来ダイオキシン類] - [トータルグアイエット調査による魚介類由来ダイオキシン類] = 0.55 - 0.47 = 0.08(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(キ)食事全体からのダイオキシン類摂取量

$(エ) + (オ) + (カ) = 0.34 + 0.41 + 0.08 = 0.83(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

※東京湾産魚類のダイオキシン類濃度以外の数値は、「平成30年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」(令和元年7月東京都福祉保健局)から引用

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCBは全ての検体から検出された。最も高い検出値は、漁場1で採取したボラ0.254ppmだった。いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値(昭和47年厚生省)3ppmを下回った。

イ DDT及びその代謝物は全ての魚類から検出された。最も高い検出値は、漁場2で採取したボラの0.038ppm(DDT及び代謝物の和)だった。いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値3ppmを下回った。また、貝類からは検出されなかった。

ウ TBT及びTPTは、多くの検体から検出された。最も高い検出値は、TBTが三枚洲で採取したホンビノスガイ0.010ppm、TPTが隅田川河口で採取したマコガレイ0.016ppmだった。検出値は、国際機関(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)の評価による一日摂取許容量(TBT:0.0005mg/kg·bw/day、TPT:0.0005mg/kg·bw/day)等と比較して、小さな値であった。

エ アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは検出されなかった。

用語説明

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCB (Co-PCB) の総称
コプラナーPCB (Co-PCB)	PCDD 及び PCDF と類似した生理作用を示す一群の PCB 類
pg (ピコグラム)	1兆分の1グラム。 1 pg=0.001 ng=0.000001 μg=0.000000001 mg =0.000000000001 g
TEQ (毒性等量)	毒性等価係数(ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の物質のそれぞれの毒性の強さを換算した係数)を用いて、ダイオキシン類の毒性を総計した値を示す単位
PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
DDT	ジクロロジフェニルトリクロロエタンの略
TBT	トリブチルスズの略、複数の物質がある TBT 化合物の総称
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で100万分の1を表す。 この調査においてはμg/g、mg/Kgと同じ意味。
/kg・bw/day	一日当たり体重1kg当たりの量

表 2-8-9 ダイオキシン類等量濃度 (ND= LOQ/2) (単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚種	採取地点	総脂肪	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
			(%)	ダイオキシン類	PCDD(0.5)s +PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDD(0.5)s +PCDFs	コプラナーPCB
1	ボラ	隅田川河口部	2.1	1.04	0.18	0.86	50	8.6	41
2			3.5	1.94	0.40	1.54	55	11.4	44
3		漁場 1	3.4	1.76	0.27	1.49	52	7.9	44
4			4.3	5.20	0.32	4.88	121	7.4	113
5			4.1	2.01	0.43	1.58	49	10.5	39
6		漁場 2	3.2	1.11	0.17	0.94	35	5.2	29
7			4.2	4.05	0.44	3.61	96	10.5	86
8			3.4	1.68	0.29	1.39	49	8.6	41
9	スズキ	隅田川河口部	3.1	2.50	0.39	2.11	81	12.7	68
10			2.2	1.15	0.18	0.97	52	8.1	44
11		漁場 1	1.5	1.09	0.21	0.88	73	14.0	59
12			3.2	2.48	0.43	2.05	78	13.4	64
13			1.7	1.79	0.36	1.44	106	21.1	85
14		漁場 2	2.1	2.30	0.40	1.90	110	18.9	91
15			1.6	1.39	0.27	1.12	87	16.9	70
16			2.2	1.82	0.32	1.50	83	14.6	68
17	マアナゴ	隅田川河口部	9.7	3.64	0.65	2.99	38	6.7	31
18			9.6	4.22	0.56	3.67	44	5.8	38
19		漁場 1	10.3	4.11	0.63	3.48	40	6.1	34
20			8.7	3.33	0.61	2.72	38	7.0	31
21			8.8	3.55	0.58	2.97	40	6.6	34
22		漁場 2	13.4	3.84	0.93	2.91	29	6.9	22
23			10.9	4.24	0.87	3.37	39	8.0	31
24			9.8	3.96	0.76	3.20	40	7.7	33
25	マコガレイ	隅田川河口部	0.5	1.58	0.28	1.30	317	56	260
26			0.5	1.24	0.19	1.06	249	37	211
27		漁場 1	0.3	1.23	0.26	0.98	411	86	325
28			0.6	1.50	0.30	1.20	250	49	200
29			0.5	1.35	0.31	1.04	269	61	208
30		漁場 2	0.5	1.46	0.23	1.23	292	46	245
31			0.5	1.27	0.31	0.96	254	62	192
32			0.5	1.30	0.27	1.04	261	53	208
33	ホンビノスガイ	三枚洲	0.4	0.27	0.11	0.17	68	27	42
34			0.5	0.31	0.12	0.19	61	23	38
35			0.6	0.31	0.09	0.22	52	15	36
36	アサリ	羽田沖	0.8	0.11	0.06	0.05	14	7.0	6.9
37			0.8	0.19	0.12	0.06	23	15.4	7.8
38			0.8	0.15	0.09	0.06	18	11.2	7.0

※2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-10 ダイオキシン類等量濃度の平均値 (ND= LOQ/2) (単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
		(%)	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
ボラ	漁場全体の平均	3.5	2.35	0.31	2.04	63	8.8	55
スズキ	漁場全体の平均	2.2	1.82	0.32	1.50	84	15.0	69
マアナゴ	漁場全体の平均	10.2	3.86	0.70	3.16	39	6.9	32
マコガレイ	漁場全体の平均	0.5	1.37	0.27	1.10	288	56	231
魚類全体の平均		4.1	2.35	0.40	1.95	118	21.7	97
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	0.5	0.30	0.11	0.19	60	22	39
アサリ	漁場全体の平均	0.8	0.15	0.09	0.06	18	11.2	7.2
貝類全体の平均		0.7	0.22	0.10	0.13	39	16.4	23.0

※2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-12 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度の平均値 (ND=0)

単位：ppm (湿重量)

魚種	採取地点	水分		脂肪分 (%)	PCB	DDT		DDE,DDD			TBT	TFT	アルキルフェノール類						2,4-ジ/4ppb フェノール
		%				o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			p,p'-DDD	4-tert-ブチルフェノール	4-n-ブチルフェノール	4-tert-オクチルフェノール	4-n-オクチルフェノール	4-n-ナフチルフェノール	
ボラ	漁場全体の平均	74.8	3.5	0.084	0.001	0.004	0.001	0.005	0.000	0.002	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-
		76.8	2.2	0.071	-	0.000	0.001	0.007	-	0.001	0.006	0.004	-	-	-	-	-	-	-
マアナゴ	漁場全体の平均	71.0	10.2	0.124	-	-	0.000	0.013	-	0.002	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-
マコガレイ	漁場全体の平均	79.5	0.5	0.040	-	-	-	0.004	-	-	0.001	0.004	-	-	-	-	-	-	-
魚類全体の平均		75.5	4.1	0.080	0.000	0.001	0.001	0.007	0.000	0.001	0.002	0.002	-	-	-	-	-	-	-
ホシビシスガイ	三枚洲	87.9	0.5	0.010	-	-	-	-	-	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アサリ	羽田沖	88.7	0.8	0.004	-	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貝類全体の平均		88.3	0.7	0.007	-	-	-	-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※平均は、定量下限未満 (ND) を 0 と仮定して算出した。なお、全データが ND だった場合の平均は、「-」と表記した。

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、都では、従来より実態調査を実施しているところである。

平成30年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査期間

平成30年4月から平成31年3月まで

2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。調査対象物質ごとの検体数及び定量下限は、表2-8-14のとおりである。

表2-8-14 検体数

調査対象物質	検体数	定量下限
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	177	0.001 ppm
トリブチルスズオキシド (TBTO) ※	120	0.001 ppm
トリフェニルスズ (TPT)	120	0.001 ppm
ドリン類 (アルドリン、エンドリン、ディルドリン)	各40	0.001 ppm
クロルデン類 (trans-クロルデン、cis-クロルデン、オキシクロルデン、trans-ノナクロル、cis-ノナクロル)	各40	0.001 ppm

※トリブチルスズ化合物 (TBT) については、昭和60年4月当時の厚生省通知により、市場流通する魚介類を対象に検査の実施が求められているTBTO（トリブチルスズ化合物の一種）に換算した。

3 分析方法

(1) PCB

衛生試験法注解（2000）準拠法
試料に標準物質を添加し、回収率が70～120%の許容範囲にあることを確認した。

(2) TBTO 及び TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA, 2003) 準拠法
試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

(3) ドリン類及びクロルデン類

健安研セ年報 56, p211, 2005 準拠法
食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン（H22年12月厚生労働省通知）に従い、真度、併行精度及び室内精度が目標値（真度70～120%、併行精度25%未満、室内精度30%未満）に適合していることを確認した。

4 調査機関

健康安全研究センター
一般財団法人 日本食品検査

5 調査結果

各物質の検出状況は、表2-8-15のとおりである。個別の検体に関する検査結果は、表2-8-16～表2-8-18のとおりである。

表2-8-15 平成30年度流通魚介類の実態調査結果

単位：ppm（湿重量）

物質名		検体数	検出数	検出率 (%)	最大検出値	平均※
PCB		177	133	75.1	0.081	0.005
TBTO		120	33	27.5	0.063	0.001
TPT		120	65	54.2	0.065	0.004
ドリン類	アルドリン	40	0	0	—	—
	ディルドリン	40	0	0	—	—
	エンドリン	40	0	0	—	—
クロルデン類	trans-クロルデン	40	1	2.5	0.002	0.000
	cis-クロルデン	40	2	5.0	0.002	0.000
	オキシクロルデン	40	0	0	—	—
	trans-ノナクロル	40	0	0	—	—
	cis-ノナクロル	40	0	0	—	—

※検査結果が定量下限未満（ND）であった物質を0として算出した。

(1) PCB

177 検体中 133 検体 (75.1%) から PCB を検出した。最大値はマアジの 0.081 ppm であった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値 (昭和 47 年 8 月 24 日付環食第 442 号「食品中に残留する PCB の規制について」、内海内湾魚介類：3 ppm、遠洋沖合魚介類：0.5 ppm) を下回った。

(2) TBTO

120 検体中 33 検体 (27.5%) から TBTO が検出された。最大値はスズキの 0.063 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、当該スズキを一日当たり 238 g 喫食しないと、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による経口暴露に対する指針値 0.0003 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 25.8 g (「平成 29 年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

(3) TPT

120 検体中 65 検体 (54.2%) から TPT が検出された。最大値はブリの 0.065 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、一日当たり 385 g 喫食しないと、JMPR による一日摂取許容量 0.0005 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 25.8 g (「平成 29 年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

(4) 農薬 (ドリソ類及びクロルデン類)

40 検体を検査した。

ドリソ類は検出されなかった。

クロルデン類のうち、trans-クロルデンが 1 検体から 0.002 ppm、cis-クロルデンが 2 検体から 0.001~0.002 ppm 検出された。複数のクロルデン類を検出した検体もあり、重複を除くと、2 検体からの検出であった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (trans-クロルデン、cis-クロルデン及びオキシクロルデンの和として 0.05 ppm) 以内となった。

6 まとめ

(1) PCB は 177 検体中 133 検体 (75.1%)、TBTO は 120 検体中 33 検体 (27.5%)、TPT は 120 検体中 65 検体 (54.2%) から検出された。

(2) ドリソ類 (3 種類) は検出されなかった。また、クロルデン類 (5 種類) のうち、trans-クロルデンが 40 検体中 1 検体 (2.5%)、cis-クロルデンが 40 検体中 2 検体 (5.0%) から検出された。オキシクロルデン、trans-ノナクロル、cis-ノナクロルは検出されなかった。

(3) PCB、TBTO、TPT 及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等の範囲内であり、食品安全上問題となるものではなかった。

用語説明

PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
TBTO	トリブチルスズオキシドの略。TBT 化合物のうちの一つで、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) の第一種特定化学物質に指定されている。
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ドリソ類	有機塩素系農薬
クロルデン類	有機塩素系農薬
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で 100 万分の 1 を表す。 この調査においては $\mu\text{g/g}$ と同じ意味

表 2-8-16 平成 30 年度流通魚介類の PCB 検査結果

単位：ppm (湿重量)

魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※
アイナメ	0.004	内	エゾボラ	0.002	内	スズキ	0.004	内	マアジ	0.005	内
アイナメ	0.002	内	オニカサゴ	ND	内	スズキ	0.004	内	マアジ	0.081	内
アイナメ	0.005	内	カサゴ	0.001	内	スズキ	0.003	内	マアジ	0.002	内
アオダイ	ND	内	カツオ	0.002	遠	スルメイカ	ND	遠	マアジ	0.003	内
アオリイカ	0.002	内	カツオ	0.002	遠	スルメイカ	ND	遠	マアジ	0.003	内
アオリイカ	0.004	内	カツオ	0.002	遠	ソデイカ	0.001	遠	マイワシ	0.005	遠
アカアマダイ	0.005	内	カツオ	0.004	遠	タイセイヨウサバ	0.008	遠	マイワシ	0.002	遠
アカアマダイ	0.001	内	カラスガレイ	0.027	遠	タイセイヨウサバ	0.011	遠	マイワシ	0.004	遠
アカアマダイ	0.002	内	カワハギ	ND	内	タイラギ	ND	内	マイワシ	0.002	遠
アカアマダイ	ND	内	カンパチ	0.004	内	タイラギ	ND	内	マイワシ	0.004	遠
アカイカ	ND	遠	カンパチ	0.015	内	タカベ	0.004	内	マガキ	0.004	内
アカガイ	0.002	内	キチジ	0.010	遠	タカベ	0.002	内	マガキ	0.002	内
アカガイ	ND	内	ギンザケ	0.004	遠	タチウオ	0.007	内	マコガレイ	ND	遠
アカガイ	ND	内	キンメダイ	0.003	内	タチウオ	0.004	内	マコガレイ	0.019	遠
アカカマス	0.012	内	キンメダイ	0.004	内	チダイ	ND	内	マゴチ	0.006	内
アカカマス	0.011	内	クエ	0.004	内	チダイ	0.007	内	マゴチ	0.001	内
アカガレイ	0.002	遠	クマエビ	0.003	内	テナガエビ	0.003	内	マゴチ	0.007	内
アカシタビラメ	ND	遠	クマエビ	ND	内	トビウオ	ND	遠	マサバ	0.005	遠
アカシタビラメ	ND	遠	クロシタビラメ	0.001	遠	トビウオ	ND	遠	マサバ	0.002	遠
アカハタ	ND	内	クロソイ	0.004	内	ナミガイ	0.002	内	マサバ	0.006	遠
アカムツ	0.003	内	クロソイ	0.004	内	ニシン	0.004	遠	マサバ	0.006	遠
アカムツ	0.014	内	クロダイ	0.008	内	ハタハタ	0.002	遠	マダイ	0.008	内
アサリ	ND	内	クロマグロ	0.006	遠	ババガレイ	ND	遠	マダイ	0.005	内
アユ	0.002	内	クロムツ	0.004	内	ハマグリ	0.002	内	マダイ	0.002	内
アンコウ	ND	遠	クロムツ	0.003	内	ハマグリ	0.002	内	マダラ	ND	遠
イイダコ	ND	内	ケンサキイカ	0.002	内	ハマグリ	ND	内	マトウダイ	ND	内
イサキ	0.005	内	コウイカ	ND	内	ハマグリ	ND	内	マトウダイ	0.001	内
イサキ	ND	内	コウイカ	ND	内	ヒラマサ	0.001	内	マナガツオ	0.034	内
イサキ	0.002	内	コノシロ	0.024	内	ヒラマサ	0.001	内	マナガツオ	0.020	内
イサキ	0.003	内	ゴマサバ	0.004	遠	ヒラメ	0.002	遠	マナガツオ	0.001	内
イシガレイ	0.002	遠	ゴマサバ	0.005	遠	ヒラメ	0.003	遠	マハタ	0.008	内
イシダイ	0.003	内	サケ	ND	遠	ヒラメ	0.003	遠	マハタ	0.008	内
イシダイ	0.003	内	サザエ	ND	内	ヒラメ	0.001	遠	マボヤ	ND	内
イトヨリダイ	0.003	内	サザエ	ND	内	ブリ	0.011	内	ミルクイ	0.002	内
イトヨリダイ	0.003	内	サラガイ	ND	内	ブリ	0.016	内	ムラサキイガイ	0.003	内
イボダイ	0.013	内	サワラ	0.006	内	ブリ	0.003	内	ムラサキイガイ	0.002	内
イボダイ	0.002	内	サワラ	0.011	内	ホウボウ	ND	内	メカジキ	0.004	遠
イワガキ	ND	内	サンマ	0.002	遠	ホウボウ	0.008	内	メジナ	0.001	内
イワガキ	0.002	内	シイラ	0.006	遠	ホタテガイ	ND	内	メジナ	0.011	内
ウスメバル	0.002	内	シマアジ	0.007	内	ボタンエビ	ND	内	メダイ	ND	内
ウスメバル	ND	内	シロギス	0.002	内	ホッコクアカエビ	ND	内	メダイ	ND	内
ウバガイ	0.001	内	シロギス	ND	内	ボラ	0.035	内	メバチ	0.026	遠
エゾバイ	0.002	内	スズキ	0.053	内	ホンビノスガイ	0.002	内	メバル	0.004	内
エゾボラ	0.002	内	スズキ	0.040	内	ホンビノスガイ	0.002	内	メバル	0.001	内
									ヤリイカ	0.003	内

昭和 47 年 8 月 24 日付環食第 442 号「食品中に残留する PCB の規制について」の定義に基づく。
 内：内海内湾産魚介類（暫定規制値 3ppm） 遠：遠洋沖合魚介類（暫定規制値 0.5ppm）

表 2-8-17 平成 30 年度流通魚介類の TBTO 及び TPT 検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値		魚種	検出値		魚種	検出値	
	TBTO	TPT		TBTO	TPT		TBTO	TPT
アイナメ	ND	0.002	ゴマサバ	0.006	0.007	ヒラメ	ND	0.005
アイナメ	ND	0.002	サクラマス	ND	0.002	ブリ	0.001	ND
アオハタ	ND	0.010	サザエ	ND	ND	ブリ	ND	0.002
アオリイカ	ND	0.002	サザエ	ND	ND	ブリ	ND	ND
アオリイカ	ND	0.006	サラガイ	ND	ND	ブリ	0.002	ND
アカアマダイ	ND	0.013	サワラ	0.002	0.007	ブリ	0.001	ND
アカガイ	0.001	0.004	サワラ	0.002	0.005	ブリ	ND	0.005
アカガイ	0.002	0.015	サンマ	0.001	ND	ブリ	ND	0.065
アカガイ	0.001	0.003	シマアジ	ND	ND	ホウボウ	ND	0.002
アカカマス	ND	0.005	シマアジ	ND	ND	ホタテガイ	0.004	ND
アカムツ	ND	0.013	シマアジ	ND	ND	ホタテガイ	ND	ND
アサリ	0.001	0.002	シマアジ	0.002	ND	ホタテガイ	0.002	ND
アサリ	0.001	ND	シロギス	ND	0.003	ホタテガイ	0.002	ND
アナゴ	ND	0.006	スズキ	0.003	0.004	ホタルイカ	ND	0.008
アナゴ	0.002	0.009	スズキ	0.063	ND	ホンビノスガイ	0.001	ND
アナゴ	ND	0.003	スズキ	0.004	ND	マアジ	ND	0.003
イサキ	ND	0.016	タイセイヨウサケ	ND	ND	マアジ	ND	0.005
イサキ	0.003	ND	タイヘイヨウサケ	ND	ND	マアナゴ	ND	0.003
イシガキガイ	ND	ND	タカベ	ND	ND	マイワシ	ND	0.004
イトヨリダイ	ND	0.013	タチウオ	0.001	0.011	マイワシ	ND	0.002
イボダイ	ND	0.002	タチウオ	ND	0.014	マガキ	0.005	ND
イワガキ	0.005	ND	チダイ	ND	0.002	マガキ	0.002	ND
ウシエビ	ND	ND	トコブシ	ND	ND	マコガレイ	ND	ND
ウバガイ	ND	ND	トコブシ	ND	0.002	マサバ	ND	0.006
ウバガイ	0.004	ND	トビウオ	ND	0.006	マサバ	0.002	0.004
エゾアワビ	ND	0.001	ニジマス	ND	ND	マサバ	ND	0.020
エゾボラ	ND	ND	ニシン	ND	ND	マスノスケ	ND	ND
エゾボラ	ND	ND	バナメイエビ	ND	ND	マダイ	ND	0.005
エビ(ニューカレドニア産)	ND	ND	バナメイエビ	ND	ND	マダイ	ND	ND
カツオ	ND	0.009	ハマグリ	ND	ND	マダイ	ND	0.001
カンパチ	0.001	0.011	ハマグリ	ND	0.004	マダイ	ND	ND
カンパチ	0.001	0.013	ハマグリ	ND	ND	マダイ	ND	ND
カンパチ	ND	0.011	ハマダイ	ND	0.003	マハタ	0.002	ND
キス	ND	0.001	ハモ	ND	0.006	マボヤ	ND	ND
キンメダイ	ND	0.021	ハモ	ND	0.007	ムラサキイガイ	0.001	ND
クルマエビ	ND	ND	ビクトリアアワビ	ND	ND	ムラサキイガイ	ND	ND
クルマエビ	ND	ND	ヒラマサ	ND	0.001	メダイ	ND	0.004
クロソイ	ND	0.004	ヒラマサ	0.001	0.004	メバル	ND	0.004
クロダイ	ND	ND	ヒラメ	ND	0.004	メバル	ND	0.004
クロムツ	ND	0.031	ヒラメ	ND	0.003	ヤリイカ	ND	ND

表 2-8-18 平成 30 年度流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

単位 : ppm (湿重量)

魚種	ドリン類			クロルデン類				
	アルドリン	デルトリン	エンドリン	t-クロルデン	c-クロルデン	オキシクロルデン	t-ナクロル	c-ナクロル
アイナメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アオリイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカアマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカカマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカカマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イイダコ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イサキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イサキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イシダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウスメバル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウスメバル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
エゾボラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カサゴ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カツオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カラスガレイ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND
ギンザケ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
キンメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タイセイヨウサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タカベ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タチウオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハマグリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラマサ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ブリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ボラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マアジ	ND	ND	ND	0.002	0.002	ND	ND	ND
マイワシ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マイワシ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マコガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マゴチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ミルクイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メバル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヤリイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

第6 汚染米調査

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京都拠点を通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

1 検査対象品目

都内に搬入される米穀

2 実施対象施設

都内に米穀倉庫を有する事業者

3 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター

4 検査結果（表2-8-19）

186品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち20品目を残留農薬検査に供したところ、8品目から残留農薬を検出したが、基準は越えなかった。検査対象農薬は表2-8-20のとおり。

表2-8-19 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	186	20
検出品目数	149	8
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.26	ND - 0.03

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表2-8-20 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (10種類)	殺虫剤 (9種類)	EPN、キナルホス、クロルピリホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
	殺菌剤 (1種類)	クロルフェンビンホス
カーバメート系農薬 (8種類)	殺虫剤 (7種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロポキスル、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (31種類)	殺虫剤 (11種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、エチプロール、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ブプロフェジン
	殺菌剤 (18種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリシクラゾール、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロピコナゾール、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (2種類)	シマジン、プロメトリン
その他 (1種類)		臭素

第9節 食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局（現・福祉保健局）に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれた。

平成27年4月に、JAS法と健康増進法の食品表示に係る事項は食品表示法に統合され、JAS法由来の事項は品質事項、健康増進法由来の事項は保健事項と定義された。

東京都では、食品衛生法関係各部署等との連携の下、事業者に対する食品表示法（品質事項・保健事項）に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

第1 食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化

自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、食品表示法（品質事項）に基づく食品表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、原産地、食品関連事業者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、食品表示法に基づく基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

更に平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	7,191件
指示・文書指導	1件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成30年度は1,833店舗を調査し、33件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	11回
消費生活調査員研修会	3回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-9-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品表示法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表2-9-3

回数(年月日)	会場	登録者数*
第1回(30年9月11日)	練馬文化センター	445人
第2回(31年3月6日)	都庁大会議場	296人
計		741人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) 紀文食品における新表示への対応について／紀文食品株式会社 商品衛生管理室
- (イ) 東京都消費生活条例に基づく食品の品質表示について 食品表示基準改正に伴う条例の変更点／東京都福祉保健局 職員
- (ウ) 新たな原料原産地表示について／独立行政法人農林水産消費安全技術センター 表示監視部

表2-9-4

実施年月日	会場	受講者数
30年11月30日	練馬文化センター	545人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示は食品表示法等に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、食品表示法（品質事項）に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀店）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-9-5)

表示されていた品種と中身が不一致であった5件の袋詰精米は全て都域業者であったため、立入調査等を実施し、口頭指導を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	192件	8件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、食品表示法(品質事項)に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果 (表 2-9-6)

50件全てが「黒毛和種である可能性が高い」という判定結果であった。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	50件	0件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

食品表示法(品質事項)に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

「JAS分析試験ハンドブック 遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル」※₁や、「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に準拠し、定性分析や定量分析を行った。

※₁ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。

定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果 (表 2-9-7、表 2-9-8)

(1) 分析対象の80検体のうち、大豆加工品17検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した17検体について、分別流通生産管理(IPハンドリング)※₂の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

※₂ 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、IPハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、食品表示法上は「遺伝子組換え」に関する表示をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(平成30年度)

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%未満 検出	5%以上 検出	検査不能 [※]
とうもろこし 加工品	スナック菓子	3	2	-	-	1
	スイートコーン	21	21	-	-	-
	コーンスープ	15	15	-	-	-
	ポップコーン	1	1	-	-	-
合計		40	39	-	-	1

※ 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

表 2-9-8

(平成30年度)

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出 ^{※1}	検査不能 ^{※2}
大豆 加工品	豆腐	15	7	8	-
	豆乳類	10	5	5	-
	大豆水煮	1	1	-	-
	きな粉	5	5	-	-
	その他の大豆加工品	9	5	4	-
合計		40	23	17	-

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

第4 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化

国民の健康の保持及び増進に資するため、食品表示法（保健事項）に基づく食品表示基準、健康増進法に基づく特別用途食品制度及び誇大表示の禁止の規定がある。

食品表示基準では、一般の消費者に販売される加工食品等について、栄養成分表示が義務付けられた（経過措置期間及び一部省略規定あり）。

食品表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従い、その栄養成分の機能を表示している「栄養機能食品」、事業者の責任において、科学的根拠に基づく機能性を、販売前に消費者庁に届出をすることにより表示することができる「機能性表示食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品表示法においては、栄養機能食品、機能性表示食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発、相談指導、監視指導等により、表示の適正化を図っている。

1 相談指導・監視指導等

栄養成分表示及び健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関して、パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」やホームページ等により、制度の普及啓発とともに、表示適正化のための相談指導等を食品監視課及び保健所で行っている。

また、保健所では、表示に関する講習会を実施するとともに、多摩地域及び島しょ地域の販売施設等における、容器包装及び広告等の監視指導を行っている。

平成30年度の相談件数は、1388件、立入指導施設数は234軒であった（食品監視課及び都保健所における実施件数。区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

事業者に対し、申請に係る相談指導及び消費者庁長官への表示許可申請の経由事務を行っている。

また、許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

3 収去検査

表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品を収去し、栄養成分及び表示内容について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

(1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

(3) 検査項目

- ア 表示内容検査
- イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

- ア 表示内容検査 都保健所
- イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-9-8のとおりであった。50品目について検査を行ったところ、不適正な表示が認められたのは、表示内容検査で1品目、栄養成分検査で1品目であった。不適正表示については表示責任者である本社等を所管する自治体宛てに通報、指導依頼を行った。

表 2-9-8 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成30年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正 [※]		
			合 計	表示内容	栄養成分 分析結果
特別用途食品	5	5	0	-	-
栄養表示食品	45	43	2	1	1

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第10節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証を申請できる施設は、都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象である。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

第2 平成30年度の主な取組

(1) 食品営業者への認証取得支援

ア 「自主的衛生管理段階的推進プログラム(※)」を活用した衛生水準の点検確認と技術的助言を実施した。
(自主的衛生管理向上実地講習 157施設)

イ 都認証取得の要件となる衛生管理マニュアルの作成手順等を情報提供し、マニュアルの作成を支援するセミナーを認証区分別に実施した。(全6回)

※自主的衛生管理段階的推進プログラム：都認証取得を目指す前段階の取組について、レベルに応じた3つのステップ（エントリー、1st、2nd ステージ）を設定し、その達成段階を評価する制度

(2) 制度の普及

認証制度の活用の推進を目的として、下記の取組を行った。

ア 食品事業者並びに関係団体等への説明会及び講習会を実施した。また、食品業界の事業者が集う催事に出席し、普及啓発を行った。(22回)。

イ 東京に観光で訪れる日本人及び外国人に、東京都の取組を紹介するため、パンフレットの作成、雑誌への広告掲載及び英語で制度を紹介するホームページ等により、広く周知を図った。

(3) 認証施設の公表(表2-10)

指定審査事業者から新たに報告のあった119施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。

平成30年度末の公表施設は1,003施設となった。

表2-10 (平成30年度末)

認証区分	認証施設数
給食	78
調理	636
製造	183
加工	39
販売	64
氷雪販売	1
魚介類せり売	2
合計	1,003

(4) 認証取得施設へ支援

認証施設の更なるスキル向上を図るためのフォローアップ講習会、認証施設が抱える個々の課題等に対する個別指導を実施した。

(5) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。

第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

第2 平成30年度の自主回収情報の公表

平成30年4月から平成31年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において77件の自主回収情報の公表を行った(表2-11)。

表2-11 自主回収情報の内訳

(平成30年4月～平成31年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	77	15	18	18	10	16
魚介類	4	-	1	1	1	1
冷凍食品	1	-	-	-	-	1
肉・卵類	2	1	-	1	-	-
乳類	7	-	-	1	2	4
農産物	11	1	4	1	1	4
菓子類	29	7	8	8	4	2
飲料	5	1	2	-	1	1
その他*	18	5	3	6	1	3

※ 弁当、調味料など

第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (平成 30 年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	11,238	15,130	26,368
表示	2,154	1,178	3,332
規格・基準	922	590	1,512
食中毒	4,722	1,148	5,780
残留農薬	654	198	852
輸入食品	548	160	708
添加物	402	216	618
新規開発食品	30	12	42
食用の可・不可に関する疑義	890	512	1,402
マスコミ報道に関する事項	978	264	1,242
その他 ^注	7,256	7,702	14,958
合計	29,794	27,110	56,904

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
- ・調理師免許・製菓衛生師免許
- ・食品の異物混入・苦情(第5章に記載したものを除く)
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店 等

第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-2 (平成 30 年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	8	2,570
食品衛生街頭相談等	4	812
合計	12	3,382

第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(平成 30 年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	21	76,290
食品関係営業許可申請の手引き (リーフレット)	1	3,050
臨時出店者が出店する場合には… (リーフレット)	1	2,640
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	630
行事において臨時営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	2,640
給食の供給を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	1,000
自動車関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	1,000
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	380
屋外に客席を設置して営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	2,450
御存知ですか?東京都食品衛生自主管理認証制度 東京の『食べる』を守るマイスター 2019年版 (パンフレット)	1	5,000
大切です!食品表示 食品表示法 食品表示基準手引編(パンフレット)	1	4,500
栄養成分表示ハンドブック(パンフレット)	1	5,000
大切です!食品表示 東京都消費生活条例に基づく調理冷凍食品の品質表示Q & A編(パンフレット)	1	5,000
食中毒防止対策 (ポスター)	1	6,000
手洗いポスター (ポスター)	1	2,000
親子を対象とした食中毒予防ポスター	1	17,000
親子で学ぶ食中毒ずかん	1	5,000
災害時の食中毒予防リーフレット	1	2,000
食中毒予防のために知っておきたい微生物ハンドブック	1	6,000
防ごうノロウイルス食中毒 (リーフレット)	1	1,000
知っておきたい毒キノコ (パンフレット)	1	2,000
健康食品対策 (クリアファイル)	1	2,000
情報誌等 (都保健所)	39	167,271
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	11	17,250
合計	71	260,811

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(平成30年度)

		都保健所		都その他 ^{注4}		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	22	1,530	15	714	37	2,244	
営業者	合計	345	14,107	188	5,100	533	19,207	
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	0	0	0	0	0	0
		業種・業態別	7	931	4	567	11	1,498
		集団給食	9	862	0	0	9	862
		責任者	26	3,291	0	0	26	3,291
		その他	1	48	0	0	1	48
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	73	1,075	0	0	73	1,075
		業種・業態別	57	1,441	53	1,805	110	3,246
		集団給食	53	2,724	2	10	55	2,734
		責任者	18	508	0	0	18	508
その他		90	3,024	18	413	108	3,437	
	その他 ^{注3}	11	203	111	2,305	122	2,508	
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象								
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象								
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等								
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所								

2 その他の講習会等

(1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成30年11月7日

場所 都庁第一本庁舎5階 大会議場

参加人数 412名

内容 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の概要
～輸入食品の安全管理を中心に～
・食品等輸入事業者における自主管理の推進について

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成30年12月12日

場所 練馬文化センター

参加人数 848名

内容 ・法令解説

・健康食品の広告・表示規制の現状と今後
・事例紹介

第5 食の安全都民フォーラム

1 食の安全都民フォーラム（シンポジウム型）

食の安全に関する様々な問題について、都民や事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し、シンポジウム形式で意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催している。

平成30年度は、「生で食べる」を考える」をテーマに9月28日に開催した（114名が参加）。

2 食の安全調査隊

参加者の主体的な取組を通じたリスクコミュニケーションの充実に向け、平成19年度から、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動を実施している。

平成30年度は、小学生を対象とした「食の安全子ども調査隊」として、8月10日に実施した（小学生と保護者17組34名が参加）。

3 食の安全都民講座

食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、平成27年度から、少人数での講義やグループワーク等を行う「食の安全都民講座」を開催している。

表 2-12-5 平成30年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形式	参加者数
第1回	7月30日	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	・講義 ・グループワーク	59人
第2回	10月19日	先取り体験！ノロウイルス対策！！	・講義 ・実験	41人
第3回	11月20日	見て、知って、防ぐ！食品害虫	・講義 ・観察・実験	38人
第4回	2月1日	レシピサイト担当者向け「家庭での食中毒予防」	・講義 ・調理実演	5人
第5回	3月13日	これ食べられる？身近にある有毒植物	・講義 ・園内見学	35人

第6 その他の都民向けセミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象とした「夏休み子供セミナー」を開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

日時 平成30年7月27日

場所 健康安全研究センター

参加人数 53名

内容 「体験しよう！科学のふしぎな世界」をテーマにした実験

- ・持てる水を作る実験、インクの色を分ける実験

第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）及び保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成30年度の閲覧件数は、延べ545万件であった。

平成31年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度、食品の自主回収情報等である。

2 健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成31年3月末の主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、健康食品ナビ、薬の救Q箱及び印刷物関係等である。平成30年度は、健康食品の試買調査結果、食品安全情報評価委員会での評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。平成30年度の閲覧件数は、延べ435万件であった。

3 保健所等のホームページ

平成30年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は延べ467万件であった。

4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。平成31年3月末の読者数は5,634人であった。

第13節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成30年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成30年度)

		合計		ベビーライマ豆		バター豆		ラーズライマ豆		
		袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	
平成29年度		23,649	710.0	6,088	183.2	17,561	526.8	0	0.0	
平成30年度総計		20,273	605.7	4,768	140.6	15,405	462.1	100	3.0	
内 訳	平成30年	4月	1,839	55.2	430	12.9	1,409	42.3	0	0.0
		5月	1,471	47.0	120	3.6	1,351	43.4	0	0.0
		6月	1,356	37.9	225	4.0	1,131	33.9	0	0.0
		7月	1,231	37.0	220	6.6	1,011	30.4	0	0.0
		8月	1,967	59.0	520	15.6	1,447	43.4	0	0.0
		9月	2,010	60.3	325	9.7	1,685	50.6	0	0.0
		10月	2,703	78.1	893	26.8	1,810	51.3	0	0.0
		11月	1,906	57.2	725	21.8	1,181	35.4	0	0.0
		12月	2,097	63.0	322	9.7	1,755	52.7	20	0.6
	平成31年	1月	1,231	36.9	107	3.2	1,124	33.7	0	0.0
		2月	1,211	36.3	140	4.2	1,031	30.9	40	1.2
		3月	1,251	37.8	741	22.5	470	14.1	40	1.2

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表 2-13-2 及び表 2-13-3 に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表 2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成 30 年度)

		平成 30 年									平成 31 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	0	2	0	1	1	2	3	0	0	0	0	9
	利用人数	0	0	106	0	6	45	313	29	0	0	0	0	499
中学校	学校数	15	9	8	0	0	3	3	1	0	0	2	0	41
	利用人数	1,482	1,269	1,251	0	0	242	204	41	0	0	143	0	4,632
高等学校	学校数	0	1	1	2	6	1	3	1	8	1	2	4	30
	利用人数	0	44	139	343	189	14	481	79	1,312	4	126	170	2,901
養護学校等	学校数	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	4
	利用人数	0	43	0	0	0	42	0	34	0	0	0	0	119
合計	学校数	15	11	11	2	7	7	8	6	8	1	4	4	84
	利用人数	1,482	1,356	1,496	343	195	343	998	183	1,312	4	269	170	8,151

2 食事提供施設及び弁当調製所

表 2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成 30 年度)

		平成 30 年									平成 31 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	0	6	0	0	3	6	5	0	0	0	0	20
	利用人数	0	0	304	0	0	379	467	454	0	0	0	0	1,604
中学校	学校数	68	107	38	5	1	11	5	10	5	6	8	1	265
	利用人数	5,532	14,158	6,487	733	23	1,948	321	988	715	663	757	135	32,460
高等学校	学校数	0	3	4	2	1	4	23	8	17	10	4	1	77
	利用人数	0	330	597	477	16	447	4,067	1,435	2,551	1,827	944	195	12,886
養護学校等	学校数	1	4	4	2	0	16	12	5	0	0	0	0	44
	利用人数	21	96	130	54	0	468	300	108	0	0	0	0	1,177
合計	学校数	69	114	52	9	2	34	46	28	22	16	12	2	406
	利用人数	5,553	14,584	7,518	1,264	39	3,242	5,155	2,985	3,266	2,490	1,701	330	48,127